

産業建設常任委員会会議録

[平成21年12月16日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成21年12月16日
午前10時00分 開会
午後 3時53分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	阿 部 計 一
委 員	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	森 上 祐 治
委 員	砂 田 杲 洋
議 長	川 上 命

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也
書 記	船 本 有 美

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	神 田 一 彦
農業振興部長	木 場 徹
都市整備部長	野 田 博
上下水道部長	津 谷 忠 志

産業振興部次長	水	田	泰	善
農業振興部次長	奥	野	満	也
都市整備部次長	山	田		充
上下水道部次長	道	上	光	明
次長兼農業委員会事務局長	竹	内	秀	次
産業振興部商工観光課長	興	津	良	祐
産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由美
産業振興部水産振興課長	早	川	益	弘
農業振興部農林振興課長	太	田	孝	次
農業振興部農地整備課長	大	瀬		久
農業振興部地籍調査課長	原	口	幸	夫
農業振興部農業共済課長	北	川	満	夫
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	神	田	拓	治
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
上下水道部企業経営課長	松	下		修
上下水道部水道課長	岩	倉	正	典
上下水道部下水道課長	山	崎	昌	広
上下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展	弘

II. 会議に付した事件

1.	付託案件	6
①	議案第 93号 南あわじ市国土利用計画審議会条例制定について	1 4
②	議案第 83号 平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第1号）	1 9
③	議案第 84号 平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第2号）	2 7
④	議案第 85号 平成21年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第1号）	3 1
⑤	議案第 86号 平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）	3 7
⑥	議案第 94号 公の施設の指定管理者の指定について	4 1
⑦	議案第 95号 公の施設の指定管理者の指定について	4 1
⑧	議案第 96号 公の施設の指定管理者の指定について	4 1
⑨	議案第 97号 公の施設の指定管理者の指定について	4 1
⑩	議案第 98号 平成21年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて	5 0
⑪	議案第104号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について	5 2
⑫	議案第105号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について	5 2
⑬	議案第106号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について	5 2
⑭	議案第107号 字の区域の変更について	5 8
⑮	議案第108号 字の区域の変更について	5 8
⑯	議案第109号 字の区域の変更について	5 8
⑰	議案第110号 字の区域の変更について	5 8
⑱	議案第111号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 1
⑲	議案第112号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 1
⑳	議案第113号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 1
ι	議案第114号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 3
ο	議案第115号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 3
π	議案第116号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 3
≡	議案第117号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 3
[議案第118号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 3
α	議案第119号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について	6 3
σ	議案第120号 字の区域の変更について	6 1
δ	議案第121号 字の区域の変更について	6 1
φ	議案第122号 字の区域の変更について	6 1
γ	議案第123号 字の区域の変更について	6 3
η	議案第124号 字の区域の変更について	6 3

φ	議案第125号	字の区域の変更について……………	6 3
κ	議案第126号	字の区域の変更について……………	6 3
λ	議案第127号	字の区域の変更について……………	6 3
;	議案第128号	字の区域の変更について……………	6 3
:	議案第130号	財産の処分について……………	6 6
]	請願第 5号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書……………	6
2.	その他……………		6 7

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成21年12月16日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時53分)

○廣内孝次委員長 皆さん、おはようございます。

新聞によりますと、神戸ルミナリエが14日に閉幕しました。今年は10万5,000人少ない365万人だったそうであります。やはり、不況とインフルエンザの影響が出たのかとの原因分析をされておりました。イングランドの丘では19日から25日までのイルミネーションの点灯がされると聞いております。多くの入場者があり、地域の活性化になることを期待したいと思っております。

本日は、付託案件が多くありますので、慎重審議よろしく願いいたしまして、あいさつとかえさせていただきます。

それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

それでは、執行部のあいさつをお願いします。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

本格的な寒波がこの土・日から来るんちゃうかというふうに言われておりますが、十分ご自愛のほどお願いいたしたいと思っております。

今も委員長さんからお話ありましたとおり、今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託をお願いする案件、本当に数多くございます。どうぞ、適切妥当なご決定をお願いいたしたいと思っております。

ちょうど、議会の中でも大分事業見直し等についてのお話がありました。私の手元にごく整理されたものがいただいていたんですが、なかなか一般質問の答弁の中身の整理なりで、十分見ることがなかったんですが、パッと目を通しますと、南あわじ市の特に産業建設の関係で少し気になるのがございます。

先般もお話いたしておりましたオニオン道路、これはもう完全にこの仕分けの中では廃止ということになっております。

また、河川整備につきましても、予算要求の縮減とか、またかんがい排水事業、これも予算要求の20%ぐらいの削減、また河川の改修事業、これもコスト削減等々、予算の見直しをとということで、今お話ししてるのはあくまでも事業仕分けの中で一方的に出た話でございますので、必ずしもそのようになるとは限りません。

また、一番大きい問題が地方交付税でございまして、これも多分いろいろと議論されましたが、そう大きな影響はないというふうに思っております。

それと、南あわじ市の場合、沼島の離島航路の問題があるんですが、これは見直しを行わないという結論が出ておりますので、一段落ということでございます。

それから、観光に私は力を入れたいということで、お話を申し上げてきたところですが、この事業仕分けの中では、予算の80%をカットと。これは、前原大臣が積極的にやるって言うてるんで、多分こうにはならないというふうには思います。主観ですが、そのように思っております。

それから、森林整備への支援というので、これが私も中身を十分に把握してないんですが、廃止というふうになっております。この間もだれかの一般質問の中で、山を死なしたら海も死ぬというようなそういう似たような発言がございました。まさに私は山、森林を整備しなきゃならないというふうに思っておりますが、この事業仕分けではそのような単純な表現がされております。

また、鳥獣被害防止総合対策事業、これは今後、自治体に任すということになっております。地域主体で行うと。何か責任逃れをしてるんでないかなという感じがいたします。

最後に、私どものいろいろ農業共済の関係、これは事務費もまた共済掛金、これも3分の1カットするというところですが、きょうの新聞に出ておりましたが、農水省はそんなこと来年からできる話ではないというふうに反論いたしております。

それから、農地・水・環境保全の前内閣からの事業ですが、これも1割カットするというふうに出ております。

ごく拾い出して、大分抜けるとともあるかと思いますが、産業建設常任委員会に少しかかわるものを報告させていただきました。

前からお話ししているとおり、オニオン道路については、洲本市と力を合わせて何とか継続できるように、今後努力してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

きょう、皆さん方にご審議願う件につきましても、どうぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

大変申しわけないんですが、あとちょっと所用入ってますんで、中座させていただきます。

1. 付託案件

1) 請願第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書

○廣内孝次委員長 ただいまから、第30回定例会において、当委員会に付託された議案について、審査を行います。

まず、請願1件が当委員会に付託されていますので、次第の順序を変更し、請願の審査を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、請願第5号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書を議題とします。

審査に当たり、会議規則第130条の規定により紹介議員の小島一議員、並びに地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として請願書提出者の兵庫県司法書士会から栗野友康青年司法書士会会長様に説明のために出席を求めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。
暫時休憩します。

(休憩 午前10時08分)

(再開 午前10時10分)

○廣内孝次委員長 再開します。
紹介議員より再度の趣旨説明を求めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。
小島一議員。

○小島 一議員 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書について、紹介議員を代表いたしまして、趣旨を説明させていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書

平成21年12月2日

南あわじ市議会議長 川上 命様

紹介議員 小島 一

紹介議員 谷口博文

紹介議員 久米啓右

請願者 神戸市中央区楠木町2丁目2番3号

兵庫県司法書士会会長 島田雄三

請願の要旨

南あわじ市議会が国会及び政府に対し、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを採択していただくようお願いいたします。

記

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセイフティネット貸し付けをさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

趣旨説明をいたします。

1. 我が国では消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1に上ります。

このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から3社以上の借り入れがある利用者は300万人。200万人以上が3カ月以上にわたって、返済を滞り、個人の自己破産申立件数は2003年のピーク時には約24万件。最近でも14万件に及びます。多重債務を苦しめた夜逃げや自殺が後を絶ちません。多重債務問題は命の問題にもつながります。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなどの貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取り立て及び大量宣伝などです。

2006年12月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸し付けの禁止、総量規制などを含む改正貸金業法が成立しました。

同法が完全施行される時期は2009年12月から2010年6月までとされていますが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されています。政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は、1. 多重債務問題窓口の拡充、2. セイフティネット貸し付けの充実、3. ヤミ金融の撲滅、4. 金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。

そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取り組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果を上げつつあります。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることとなります。

他方、一部には消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さらに協調して、改正貸金業法の完全施

行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1999年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制のもとに、商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど、多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。

今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などです。

そこで、今般設置された消費者庁の共管となる消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることを踏まえ、国に対し、多重債務問題解決のため、以下の施策を求めるための意見書を国会及び金融庁に対して提出していただくようお願いいたします。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の拡充を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸し付けをさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上であります。どうか委員諸兄には慎重審議の上、適切妥当なご決定を賜りますようお願い申し上げます。私の趣旨説明を終わらせていただきます。

○廣内孝次委員長 趣旨説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 今、ご提案されたその問題、多重債務問題ですよね。私も、もう2年前になりますか、近畿労金という銀行があって、あそこの何か講座で勉強したんですよ。そこでの大きなテーマがその多重債務問題で、銀行上げてガンガン労働者に対していろいろ相談しとんねやということで、勉強したんですが、そのほかに、そういう多重債務問題で悩んでいる人たちの相談窓口の拡充ってありましたよね。具体的に、ほかにどんなところでやっとなんでしょう。

○廣内孝次委員長 請願者。

○兵庫県司法書士会青年司法書士会会長（栗野友康） 発言の機会をいただきまして、

ありがとうございます。請願者島田雄三にかわりまして、発言させていただきます、司法書士の栗野と申します。よろしくお願いいたします。

まず、ご質問の趣旨といたしまして、相談窓口がどこにあるかということですが、やはり一番大きなところは、各市町村の役場の窓口が相談窓口になるかと思います。さらに、法テラス、日本司法支援センター、略称法テラスというところがございます。そういったところ、あるいは弁護士会、それで我々司法書士会の相談会場というのがございまして、司法書士会におきましては、各市、少なくとも月に一度の相談会をさせていただいております。

相談件数については、兵庫県司法書士会の神戸市の数字ではありますけども、年間で約2万件の受けさせていただいております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、大体そういう行政機関とか司法書士会とか、そういうところが相談されとるわけですね。

○栗野友康青年司法書士会会長 はい。

○森上祐治委員 私、2年前なんで記憶が定かではわからないけれども、そういう銀行関係なんかは、その相談員がおってね、やられとるんだらうけど、実質相談するのは、そういう司法書士さんとか、市の担当部局とかということなんですか。

○廣内孝次委員長 請願者。

○兵庫県司法書士会青年司法書士会会長（栗野友康） はい。発言させていただきます。

一番最初の窓口になりますのは、市の窓口でありますとか労働金庫の担当者ですとか、ただ、最終的な法的な処理が必要になるケースが多いです。例えば、破産手続あるいは個人再生という手続、任意整理という手続がございます。そういった法的な手続につきましては、弁護士でありますとか、我々司法書士しかできませんので、そういったところが、まず窓口がお聞きいただいて、それを我々の方で最終的な法的な処理をしていくという格好になっております。

あるいは、最初から我々のところに相談のところに来られて、我々が法律的な処理をしていくことが多いです。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この問題の重要性というのは、私も重々理解しているつもりなんですが、今、請願されている相談員の拡充の問題ですね、これを具体的にどういうことなんでしょうか。今までの今の実態とその人件費云々とおっしゃってましたけどね、どういうことなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 請願者。

○兵庫県司法書士会青年司法書士会会長（栗野友康） 発言させていただきます。

やはり、拡充というのは、相談窓口はあっても、なかなか市民の方がお知りになれないことが多いです。そういったことに当たって、我々司法書士会におきましても、できる限り広報ですとかさせていただいております。やはりそういった一番最初に相談に来られるのが、市の窓口が多いというところがありますので、そういったところとさらに連携をさせていただいて、さらに市の窓口の方でもその広報なんかをしていただきまして、適切にその引き継ぎをすることができる。いつでもどこでも相談ができる場所がありますよということを、市民の方、多重債務で困っておられる方に知っていただくというのが、やはり一番の拡充の大事なところ、肝だと思っております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も不勉強でもうひとつようわからんですがね。ということは、市とかの担当窓口の人件費に対して、国なんかはもうちょっと保障せえということなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 請願者。

○兵庫県司法書士会青年司法書士会会長（栗野友康） はい。それもあります。

多重債務プログラムがその平成18年の改正貸金業法の公布に当たりまして、多重債務問題プログラムというのが走り出しました。その中で、国レベルとして、この多重債務問題が市民、国民の社会問題であるという認識のもとで走り出したプログラムでありますので、そちらの方でも、国が全面的に、費用等も出した上で拡充していくということが記載されておりますので、それもうたい文句だけではなくて、実効性のあるものをということも求めさせていただいております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 多重債務者の救済ということになると思うんですけども、今、ラジオコマーシャルとかで、民間、司法書士とか弁護士の人が、いろんなこういったことについての無料で相談を受けますよということを盛んに宣伝が流れてるんですけども、ああいう取り組みについてはどのように考えておられますか。

○廣内孝次委員長 請願者。

○兵庫県司法書士会青年司法書士会会長（栗野友康） はい。そちらの件に関しましては、やはり我々司法書士会といたしましては、ゆゆしき問題といたしますか、歯がゆい思いをしております。もともと、多重債務問題に関しましては、先ほど申し上げましたが、社会問題として我々法律に携わる者が多重債務に陥られた方の生活の再建を第一の目的として、ある意味業務としてさせていただいていたところです。

ただ、それが先般、ここ1～2年ですね、司法書士、弁護士の過剰な広告につきましては、その理念に反した広告であるというふうには考えております。それに対して、やはり司法書士会として規制をすることがなかなか難しいところがありまして、ただ、兵庫県司法書士会におきましては、広告規制ということで、広告のあり方、こういう例えば無料相談ということで、依頼者に過大な期待を持たせないような形での広告の仕方につきましては、規制は少しずつですけれども、させていただくということで、対処といたしますか、直接の規制はできないんですけれども、まずはそういった形で規制の方をさせていただいております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 もう1点、今クレジットカードですよ、いろんな買い物するときのポイントカード的なものにクレジットをとにかくつけつけという動きが、ETCなんかもそうなんですけど、いろいろポイントで還元するからということが言われるわけやと思うんですけども、それはもう最終は借り手というか、カードをつくる人が判断をきちっとせないかんわけですけども、余りにもちょっと、今そういうPRが過剰になって、後でもうわけが自分も持ってるカードの枚数なり、いろんな部分がこう自己管理がしにくくなるのを助長しとるように思うんですけども、そういうことに関して、もしご意見ありましたら。

○廣内孝次委員長 請願者。

○兵庫県司法書士会青年司法書士会会長（栗野友康） はい。この改正貸金業法の完全施行を求めるに当たりまして、まだ施行されていない部分というのが、総量規制の部分です。そのカードの枚数というのは、従前でしたら何枚も何枚もカードを持たせて繰り返し繰り返し、ある意味自転車操業として使わせて利益を得るといようなんが、ある意味ビジネスモデルとしてありましたけれども、その総量規制で年収の3分の1、または上限として150万円というような規制をこの改正貸金業法が完全施行されればなされますので、ある意味、そう何枚も何枚もカードを持たせて自転車操業に陥らせるような形にはならないというふうにも考えておりますし、ならせないということを求めてやっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしましたら、ぜひですね、過大な広告とか、今言ったような部分とかについて、司法書士会なりの方でもですね、逆にそれをPRするような形のこともしていただいて、法律違反じゃないから仕方がないというのではなくて、もっとこういう請願ということも一つの方法やと思うんですが、そういうこととあわせて、そういった啓発活動もしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
暫時休憩します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時28分）

○廣内孝次委員長 再開します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 意義がございませんので、これより採決を行います。
請願第5号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書を採択すべきものと決定す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって請願第5号は、採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した請願第5号について、当委員会での意見書提出の発委を行うことについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意義がございませんので、発委を行うこととします。

意見書案及び提出先については、後刻検討します。

① 議案第93号 南あわじ市国土利用計画審議会条例制定について

○廣内孝次委員長 次に、執行部提出議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

執行部より再度提案理由の説明を求めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意義がございませんので、提案理由の説明を求めることにいたします。

それでは、議案第93号、南あわじ市国土利用計画審議会条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長(野田 博) ただいま提案いただきました議案第93号、南あわじ市国土利用計画審議会条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条に基づき、市の区域内における国土利用計画の基本構想等について、兵庫県国土利用計画並びに市の基本構想に沿った計画を策定するに当たり、計画に関する所要の事項について調査審議する必要があることから、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、南あわじ市国土利用計画

審議会を設けようとするものでございます。

なお、附則で施行期日を公布の日から定め、南あわじ市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南あわじ市条例第33号）の一部を改正し、国土利用計画審議会委員に加えております。

以上、議案第93号、南あわじ市国土利用計画審議会条例の制定について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 私、産建初めてですんで、初歩的な質問を先にしとかんと、あと質問しにくくなるんで、非常にレベルの低い質問やと思いますけども、ご容赦願います。

まず、今の部長のご説明では、この審議会条例の制定の背景は昭和49年の国土利用計画法があるとおっしゃってましたが、今なぜこの審議会の条例をつくる必要があるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 現国土利用計画につきましては、当然南あわじ市としては持ってございません。今までございますのが、旧4町の時代につくっております平成5年度に策定しております国土利用計画というものが、今なお残っているような状況でございます。それと、国土利用計画におきましては、国が定める全国計画、それと都道府県が定める都道府県計画、それと市町村計画と3つの構成されておるんですけども、国・県につきましては、昨年平成20年度に第四次の計画が見直しをされてございます。それにあわせて、市の計画をこのたびつくろうということで、今考えておるところでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 何も文句言うわけじゃないんですけども、とにかく旧町の時代にあったということでね、国のそういうあれがあって、県のやつがあって、市町村のやつもあったと。ということは、今回、合併での南あわじ市としての審議会を、条例をつくるか何や

知らんけども、設置したということで、よくわかったんですが、ということは、合併5年間、別になかっても別にどうということなかったというようにも、何か差し迫ったですね、必要性がなかったんかなともとれるんですが、その辺どうですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 国土利用計画自体はいわゆる市計画でございますと、市域の中の国土の利用の基本的な方針といたしますか、指針を示すものでございまして、あと、今、本年度来年度2年間かけまして、都市計画マスタープランというものとあわせて、今計画づくりを進めておるところでございます。

この都市計画につきましては、いわゆる市の基本構想であります総合計画とか、市のこの国土計画の市町村計画でありますとか、こういうものに則してですね、計画づくりを行いなさいよというようなものになってございます。

そういうことで、改めてですね、この国土利用計画の市町村計画につきましては、先ほど申しましたように全国計画・都道府県計画も見直しをされてますので、改めて、あわせて今作成をしている。そういうことで、国土利用計画の策定についても必ず必要だということ考えておるところでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺の意味、ようわかったんですけどね、私ら一市民として素朴に思うのは、こういう審議会というのは、いろいろたくさんあるんですよ、審議会というのは。いろんなレベルで。

この前も、実はこの前、一般質問でちらっと私、有害鳥獣のことで言わせてもろたときにもね、しばらく前に学者の先生からこういうのが県のあれで出てますよと。国レベルでこういう県のいわゆる植物生態に関する提言書みたいなもんですかね。これは兵庫県と千葉県ですか。2つしか出てないでっていうようなことをごっつい胸張って言われたんですよ。兵庫県の学者なんかいっぱい入ってね。

ところが、3月にできとるやつが、我々南あわじ市議会、議員の一人としてもこんな初めて見ると。こんな立派な提言書、確かに読んだらいろいろええこと書いてあるんですよ。一般的には、市民には全く伝わってないと。これどういうことなんですかっていうようなことを聞いたんですよ。

だから、今回も、具体的に市民にとって、何か具体的なテーマが当面あるんかどうかと。直接的な近い将来でもね、市民の生活にどういう影響があって、具体的にどんなテーマのもとに審議会開こうとしとるのか、何かテーマがあるんかどうかっていうようなことをち

よっとお聞きしたい。都市計画マスタープランとおっしゃってましたけども。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 国土利用計画自体のいわゆるテーマと申しますか、どういう市民に対する影響がるというお話なんですけども、この計画自体につきましては、直接個別の事業を行う、また、土地等に制限をかけるという性格のものではございません。まちとして、どういうふうな方向でこの国土を利用して、将来、この国土利用計画につきましては、おおむね10年間を計画期間としておるんですけども、10年間を。その将来にわたって、どういう国土の利用をするのが、一番、市としてよいのかというような基本的な方針を定めるものでございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 わかりました。

では、ちょっと次の質問させてもらうんですが、委員会構成の内訳ですよ。10人以上ということで、学識経験のある者、それから関係行政機関または県の職員とありますが、この南あわじ市で学識経験のある者、あるいは関係行政機関というのは、どの辺のことを指されておるのか。それから、10人のうちの委員の構成の内訳ですよ。その辺わかってたら、お聞かせ願えたらと思います。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 今、考えてますのは、学識経験者、関係行政機関それぞれの内訳は、約それぞれ5名ずつ程度というふうに考えてございます。その中身につきましては、ちょうど同じと申しますか、別に従前からございます都市計画審議会というものがございまして、そこでもまちづくりの関係の将来計画を審議する都市計画の中の審議会がございまして、その構成員と同じ土地利用を考えていただきますので、同じようなメンバーで考えさせていただけたらいいのかなというふうには、内部では考えてございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 年間、予定として何回ぐらい、この審議会は開催される予定なんですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 国土利用計画審議会におきましては、条例案の3条の第3項で任期を審議会が調査審議が終了するまでの期間ということでございますので、この計画案ができるまでの期間ということで、最終的に1回、2回程度かなというふうに思っております。開催回数ですね。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 開催回数が1回か2回程度で、そういう審議会の何か提言みたいなものがつくられるんですか。

○廣内孝次委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 提言といえますか、計画自体はただいまから、本年度、来年度2カ年をかけてですね、素案をつくっていくわけでございます。その中で十分市民等のご意見も聞きながら計画案をつくっていくわけなんですけども、その計画の中身について審議をいただくということで、今考えてございます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この件については、私どうこうということももちろんないんですけども、今、中央でもいわゆる仕分け作業とかいろいろ言われてますよね。いわゆる国民の税金をむだなく使いましょうというようなことで、いろんな審議会がこんなんむだやないか、何しよんやというような議論、これよう聞こえてくるわけですよ。だから、そういうちょっと延長線上で素朴な質問させていただいたんですけども、やはり手当も出るというようなことでございますんでね、より中身の濃い審議がなされるように、ご期待申し上げたいと思います。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第93号、南あわじ市国土利用計画審議会条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。
よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第83号 平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算(第1号)

○廣内孝次委員長 次に、議案第83号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
上下水道部長。

○上下水道部長(津谷忠志) ただいま上程をいただきました議案第83号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、高料金対策補助金の追加企業債借りに伴う支払利息の減額及び償還金の追加、また人事異動による人件費の減額が主な補正の内容でございます。

それでは、135ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。そのうち、収入でございます。1款水道事業収益、2項営業外収益1,108万円を追加し、総額を3億2,458万1,000円とするものでございます。内訳は3目他会計補助金、高料金対策補助金で1,108万円を追加するものでございます。

次に、支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用261万4,000円を減額し、総額を18億7,453万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。内容は、1目原水及び上水費46万8,

000円、2目配水及び給水費43万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。
136ページをお願いいたします。

4目業務費826万4,000円を追加し、5目総係費997万9,000円を減額するものでございます。

次に、2項営業外費用2,395万円を減額し、総額を1億8,277万8,000円とするものでございます。内訳は、1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債借りかえに伴う支払利息2,395万円の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。137ページをお願いいたします。

資本的支出、1項建設改良費28万1,000円を減額し、総額を9億8,977万9,000円とするものでございます。内訳につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。内訳は、1目原水及び浄水設備費18万6,000円、2目送水及び配水設備費9万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、3項企業債償還金358万7,000円を追加し、総額を7億9,865万8,000円とするものでございます。内訳は、1目企業債償還金、企業債借りかえに係る償還方法の変更に伴い、358万7,000円を追加するものでございます。この財源につきましては、134ページにお戻りをいただきまして、第3条は現予算第4条の本文を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億3,753万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,480万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,104万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5億7,168万4,000円で補てんするものとする」に改めるものでございます。

138ページ以降、給与費明細書をつけておりますので、ごらんおきをいただきたいと思っております。

以上で、議案第83号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 これもこんな場所で聞くのは恥ずかしいんですけども、最初ですんでご容赦をいただきたいと思っております。

この収入の営業外収入で、高料金対策補助金というのは、これ予算書の毎年見るんですが、これは市民の水道費が料金が高いから、国や県からちょっと補助されとるというお金

なんですか。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） そのとおりでございます。

それと、今回補正しましたのは、基準額というのがございまして、いつも6月以降ぐらいに、総務省の方から基準額の表示をされてきますので、うちが174円ということで基準額がございまして、それで計算していたところ、172円ということで総務省の方が下げてきましたので、高料金対策補助金が計算によりこのように増えてきたというようなことでございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 これも本市に直接関係ないですけども、そういう高料金対策補助金を受けている県下の市ではほかどこかあるんですか。もちろん、洲本や淡路市はそうなんだろうけども。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 先ほど課長が説明しましたように、要は水道費に水道の料金の中の資本費が非常に、要は資本を投資した部分が高くなることによって、料金が高くなるのをある一定の基準で抑えようというのが国の施策です。それが、要は資本費の基準が今年度決定したのが172円、予算で置いておったのが174円。2円の差が出ましたので、2年前の有収水量によって計算されますんで、550万トンぐらいありますんで、1,100万円が追加される。これは交付税措置をされるものです。

全国的には、いわゆる地方部ではどうしても人口の密度の関係から管路整備、浄水場整備等に伴ういわゆる効果率が下がってしまう。資本費が高くなると。こういったことから、地方部ではほとんど受けております。

淡路市も受けておりますが、洲本市はかなり低いわけなんですけども、南あわじ市と淡路市は何億という2億、3億の単位で高料金対策補助金を受けております。県下の状況でも、要は地方部を主体にして、都市部はほとんど多分ないだろうと思いますけども、地方部を主体として、補助金を受けております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 なかなかレベルの高い質問で、また後日、個人的にレクチャーさせていただきますわ。ありがとうございました。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 まず最初に聞きたいのが、昨年度から言われておりました水道料金の料金徴収の統一ということで、南淡が2カ月分、西淡が1カ月分だったと思うんですが、それはもう全部統一になったのですか。

そして、統一するがゆえにおいて、利用者から何かいろんなトラブル、そういうものはありませんでしたか。

この補正予算書見ておりますと、1,100万ぐらい書いてあるんやけど、これではないと思うんですが、これなんですか。ちょっとその辺の説明お願いできますか。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 最後の質問はちょっとわかりにくかったですけれども、まず最初、4月に西淡と南淡、両方2カ月分徴収しまして、西淡の方は1カ月おくれでしたので、4月以降は翌月徴収ということになりまして、西淡の方はもう徴収月の改正はもうその時点で行われました。

それと、南淡の方につきましては、2カ月おくれておりましたので、4月と10月、料金の安い1月・2月分の月をそこへ回しまして調整しましたので、10月以降は翌月の請求というふうに調整ができております。

苦情につきましては、1回目の4月ぐらいは何で2カ月落ちとんねんやと。広報とかCATV、それとか各検針員がポストとかに投げ込みをいたしまして、かなり皆さんにお知らせをしたつもりでございましたけれども、いざ通帳から引かれたんを見て、おかしいんでないかというような苦情がかなりございました。でも、使ったものは仕方がないなというふうなことで、人によりいろいろ言われることもございましたけれども、ほとんどの方が納めていただいております。3カ月後ぐらいになると99%ぐらいの徴収率となっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の答弁によりますと、3カ月後というふうなということで徴収率が

なっとなんということなんですが、それは分納も認めたということですか。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 分納の方はほとんどなかったんでございますけれども、知っておられると思うんですけども、水道料金は一応3カ月待って、4カ月目に未納であれば給水停止ということをやっておりましたので、これによってほとんどの方がもう料金の支払いに応じておられます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、委員長、広域水道なんですけどね、この場で質問してもよろしいですか。それとも所管内その他の方で聞いた方がいいですかね。どちらでも結構なんです。もし、今聞いてええんなら聞かせてもらおうし。

○廣内孝次委員長 できれば、議案を先に済ませて、その他でちょっとやっていただきたいと思います。

○印部久信委員 じゃ、所管内その他で。はい、わかりました。結構です。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、広域の話はその他でということであつたのですが、そこら辺あいまいなところありますんで、ちょっと今質問したことが、もしその他でした方がよかったらそっちへ回させてもらったらええと思うんですけども、高料金対策の補助金についてですけども、まず今の計算方法はそれぞれ決まった方法でやっとなんと思うんですけど、統合によって変わるんでしょうか。何か変わる点は出てくるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） この高料金の計算方法につきましては、南あわじ市に合併するときもあつたんですけども、旧4町のままで計算する方法と、南あわじ市一本で計算する方法がございまして、それを一たん選択しますと、10年間変えれないというようなこともございまして、その当ても南あわじ市の方で選ぶより旧4町で選ぶ方が300万円ほど余計入るかなというような計算でしておりましたので、今も、南あわじ市も旧4

町でしております。統合しますと、多分その10年とかいう期限が守っていかなければならないものと思っておるんですけども、ちょっと今回の統合について、ちょっとまだわからないところもございます。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 基本的には、3市が統合しても高料金対策の補助金の計算の方法は一緒です。今南あわじ市が旧4町ごとに計算しておるのを引き継ぐような形になります。その方法は変えることが逆にできません。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今ちょっとそれを聞いて、若干安心した言うたら間違うとるのかわからんですけど、やはり旧町単位で計算する方が、言われたように多く入ってくるのであれば、有利な方を選択されとるのかなと思います。

そして、あと他市、2つの洲本市、淡路市についても同じようなことになるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 計算方法としては一緒の方法が引き継がれます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、簡易水道については淡路市だけが残ってるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 今、洲本市の簡易水道というのは会計上がもう一般の浄水場に統合されておりますので、今度の審議委員会の中でも完全に統合された形になって、要は簡易水道というのは解消されます。

淡路市については、5つの簡易水道事業、これが統合の準備が要するに間に合わなかったということで、要は施設整備等を淡路市が行って、その上水に統合できる段階の整備が終わった段階で企業団の上水事業に統合するという形になっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、高料金とか簡易水に関する部分については、淡路市はその部分は淡路市として入ってきて、それで例えばパイプで導水というか、淡路市としての簡易水道をまず解消するために必要な経費、配管とかいろいろ要ってくると思うんですが、そういうことは全部淡路市が行った上で、今度統合に入ってくるということで間違いないですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） そのとおりです。施設整備に係る部分、統合の準備に係る部分については、淡路市が行う。当然、高料金対策の補助金についても、淡路市の会計の中で処理をされるということで、今、統合に係る部分については、淡路市さんが上水と同じように簡易水道も運営してきたので、施設運営、それから料金の収納等については、広域水道の方に委託をしたいというふうになっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 統合ということについて、神経質にはなってしまうわけですが、その辺、損得だけを考えたらいかんのですが、やはり3市の中で南あわじ市が少しでも不利にならないような統合の結果であってほしいということで、そういった部分についてもきちっと、ごまかすことはないと思うんですが、きちっと担保されるように、まず要望しておきたいと思います。

それと、下の方に、企業債の償還金という部分に関連してると聞いて聞くんですけども、これも3市それぞれ残高違うと思うんですが、それぞれの状況というのは、ここで聞いてもよろしいですか。

○廣内孝次委員長 ちょっとそれじゃ済みません。補正予算に絡むことだけを議題として、拡大することに関しましては、その他の欄でちょっとお願いしたいと思います。

○原口育大委員 そしたら、南あわじ市の分だけでもお聞かせいただけますか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 南あわじ市の平成20年度の決算では68億5,000

万円程度だったと思うんです、残高。これは一つの保証金免除の借りかえが政府の発行しとる部分で認められたということで、その効果が出ております。今回の補正に関しては、借りかえをしたことによって、逆に市中銀行からその借りかえ分を借りたということで、今まで政府からの資金については元利均等償還というふうな部分があったんですが、この償還方法的に要は元利部分の方に比重を置いたような形になった関係で、利息が下がって、償還元金の方が増えたという補正でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 あとですね、もう統合までそんなに時間がないわけですけど、もうこれから今持ち込む際に古くなった施設とかは、統合してから整備するようになるんかとも思うんですけど、今統合するまでに南あわじ市として更新しておくとか、そういった計画というのはあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 当然、これ統合しようがしまいが、南あわじ市としての水道事業の中では順次、要は今の経営に合うような形で整備しなきゃならんところは順次整備をしていこうということで、やっております。ですから、当然平成21年度もかなりの整備があります。統合してからも、当然整備計画を持ち込むわけなんですから、その計画に沿った形で、統合後も南あわじ市の部分、これはもう南あわじ市という区分をしたらいかんのかもわかりませんが、その計画に基づいて整備を進めていく予定をしております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、これも疑うわけじゃないんですが、各市が持っているその計画というのは、それぞれ共通に持っておられると思いますので、また広域のところでお聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第83号、平成21年度南あわじ市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③議案第84号 平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第2号)

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。再開は午前11時15分からいたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時15分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

次に、議案第84号、平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長(津谷忠志) ただいま上程をいただきました議案第84号、平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、人事異動等による人件費の減額、公共下水道事業における下水道台帳更新業務の入札による減額、企業債の前年度中発行額の確定に伴う企業債利息の減額、漁業集落排水事業における補助対象事業費の確定に伴う建設改良費の減額及びこれら経費の減額に伴う一般会計補助金の減額、並びにコミュニティプラント事業における水処理施設老朽化に伴う改修工事の追加が主な補正の内容でございます。

154ページをお願いいたします。

公共下水道事業の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益4,380万円を減額し、総額を9億6,865万円とするものでございます。内訳は、2目他会計補助金の減額でございます。

次に、155ページをお願いいたします。

1款下水道事業費用、1項営業費用3,149万3,000円を減額し、総額を10億5,287万1,000円とするものでございます。主なものにつきましては、人事異動等に伴う人件費の減額及び1目管渠費、25節委託料1,231万4,000円の減額でございます。

156ページにまいりまして、2項営業外費用1,235万6,000円を減額し、総額を4億8,034万1,000円とするものでございます。企業債の前年度中発行額の確定に伴う企業債利息の減額でございます。

続きまして、157ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款資本的収入、1項企業債100万円を減額し、総額を11億4,030万円とするものでございます。

3項分担金及び負担金99万5,000円を追加し、総額を7,299万4,000円とするものでございます。内訳は、舗装復旧工事に伴う県からの工事負担金でございます。

158ページにまいりまして、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費1,076万8,000円を減額し、総額を22億8,389万1,000円とするものでございます。内訳は、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

2項固定資産購入費660万7,000円を追加し、総額を790万7,000円とするものでございます。内訳は、土地購入費の追加でございます。

続きまして、159ページをお願いいたします。

農業集落排水事業の収益的支出でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用174万4,000円を追加し、総額を2億7,840万1,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、1目管渠費及び3目処理場費における施設修繕料の追加でございます。

続きまして、資本的収入でございます。1款資本的収入、1項分担金及び負担金76万2,000円を追加し、総額を98万4,000円とするものでございます。これは特別設置による受益者分担金の追加でございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。漁業集落排水事業の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益240万円を減額し、総額を1億760万2,000円とするものでございます。内訳は、1目他会計補助金の減額でございます。

次に、支出でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用97万7,000円を減額し、総額を2億780万9,000円とするものでございます。主なものとしたしまし

ては、1目管渠費、25節の委託料212万4,000円の減額でございます。

続きまして、2項営業外費用141万9,000円を減額し、総額を4,108万4,000円とするものでございます。企業債の前年度中発行額の確定に伴う企業債利息の減額でございます。

続きまして、161ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款資本的収入、1項企業債400万円を減額し、総額を7,530万円とするものでございます。

2項県補助金830万円を減額し、総額を6,020万円とするものでございます。それぞれ、補助対象事業費の確定による減額でございます。

続きまして、支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費1,212万6,000円を減額し、総額を1億3,887万4,000円とするものでございます。主なものとしたしましては、制度改正に伴う人件費の減額及び工事請負費の減額でございます。

続きまして、162ページをお願いいたします。

コミュニティプラント事業の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益20万円を減額し、総額を1億7,870万1,000円とするものでございます。内訳は、1目他会計補助金の減額でございます。

次に、支出でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用18万1,000円を減額し、総額を1億2,200万9,000円とするものでございます。これは制度改正に伴う人件費の減額によるものでございます。

続きまして、163ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。1款資本的収入、2項企業債450万円を追加するものでございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出、2項建設改良費600万円を追加するものでございます。内容は、水処理施設の老朽化に伴う工事請負費でございます。

それでは、143ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2条収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入につきましては、1款下水道事業収益、表中の一番右の列の合計欄でございますが、4,640万円を減額いたしまして、総額を18億6,766万9,000円とするものでございます。

また、支出につきましては、1款下水道事業費用4,468万2,000円を減額し、総額を23億2,078万5,000円とするものでございます。

144ページにまいりまして、第3条は予算第4条の本文括弧中、引継金1億46万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金7億2,083万7,000円を引継金8,668万1,000円及び当年度分の損益勘定留保資金7億3,137万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額のうち、収入につきましては、1款資本的収入704万3,000円を減額し、総額を23億8,600万4,000円とするものでございます。

また、支出につきましては、145ページにまいりまして、1款資本的支出1,028万7,000円を減額し、総額を32億406万1,000円とするものでございます。

なお、収入及び支出それぞれの内容につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

第4条は企業債の補正でございます。まず、追加として漁業集落排水事業、146ページにまいりまして、コミュニティプラント事業、変更といたしましては公共下水道事業、147ページにまいりまして、漁業集落排水事業を計上しております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は表のとおりでございます。

第5条は、予算第9条で定めた議会の議決を経なければ、流用することができない経費である職員給与費の補正でございます。

第6条は、予算第10条で定めた他会計からの補助金の補正でございます。

以上、議案第84号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第84号 平成21年度南あわじ市下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

④ 議案第 85 号 平成 21 年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第 1 号）

○廣内孝次委員長 次、議案第 85 号、平成 21 年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） ただいま上程いただきました議案第 85 号、平成 21 年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、園芸施設無事戻金及び家畜共済特別損害防止事業委託事業の金額が確定したことに伴う補正及び給料・手当等人件費の補正が主な内容となっています。

172 ページから 174 ページの予算明細書により、ご説明申し上げます。

まず、172 ページ、エ. 園芸施設共済勘定でございますが、収入の部、1 款園芸施設共済事業収益、1 項事業収益、4 目園芸施設連合会特別交付金、1 節園芸施設連合会特別交付金、そして支出の部、1 款園芸施設共済事業費用、1 項事業費用、4 目園芸施設無事戻金、1 節園芸施設無事戻金、ともに 85 万 3,000 円の減額補正を行います。

次に、173 ページから 174 ページ、オ. 業務勘定、収入の部でございますが、1 款業務事業収益、1 項事業収益、6 目受取損害防止事業負担金、2 節受取損害防止事業負担金につきまして、246 万円の減額補正を行うものでございます。

一方、支出の部でございますが、1 款業務事業費用、1 項事業費用、2 目一般管理費、1 節給料、2 節手当、5 節法定福利費で 227 万 9,000 円の減額補正をし、6 節厚生福利費では 7,000 円の増額補正をし、また 5 目損害防止費、7 節委託料 246 万円の減額補正を行います。

次に、2 項事業外費用、7 目業務引当金繰入、1 節業務引当金繰入におきまして、227 万 2,000 円の増額補正を行うものです。

175 ページから 179 ページに給与費明細書をつけておりますので、ごらんおきいただきたいと存じます。

以上、南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この特定損害防止事業の246万円が減額されておるんですが、この特損の負担金は、これは連合会単独からのものだと思うんですが、850万円余りに対して240万円の減額というのはちょっと大きいんですが、これはどんな理由ですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 特損につきましては、連合会の診療所に全額委託しております。その結果、去年は特損の全体の実施頭数は6,059ほどあったんですけど、今年の計画では1,785と極端に減っております。こういうことで、私どもは特損をしなければならぬというふうなことから、診療所に委託しております。獣医師が当然必要なものですから、診療所でなければできないということでしております。それで、この特損の負担金につきましては、連合会と国の負担金がありまして、国がその事業費の約6割、連合会が4割を負担しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、特別損害防止事業で、この特損の対象は今何かな。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 繁殖障害・ケトン症、乳房炎、まあ国が指定している病気等についてでございます。金属異物性疾患とか、肝蛭症とか、ピロプラズマ病とか尿石症が入っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれで結構なんですが、ちょっと気になることがあります。きょう、冒頭、市長が言っておりましたけれども、仕分け作業でこの農業共済の国からの事務の負担金が今の交付税でも一緒になって算入してきてるんが、今南あわじ市は事務の方に対して8,000万円だったと思うんですが、8,000万円が事務に対しての交付税が入ってきるというふうに聞いておる。それが減額されるということについて、今後、これはちょっと副市長の方に先お尋ねしますが、そういうことが今言われているだけであって、まだ決定もしてないんですが、8,000万円で仮に事務に対する交付税が3分の1

も減額されたら、末端の共済課においても人的とかもろもろ縮小していかなければならんと思うんですが、そういう場合に、事業継続していく上にですね、国がそういうことを一方的に決めてきた場合、市はどのような対応をするんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） この事業のいつも人件費の問題になるんですが、以前は補助金というような形でやっておったんですが、今交付税というようなことになってきまして、なかなかそれがどれだけのものになっていくかということがわからないんですが、今後、そういう形で削減がされるということであれば、やはり効率化を図っていかなければいけないのではないかなというふうなことは思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそういうことで対応していかなければならんと思うんですが、これは、共済課長、まだここどうですかね。まだそこでシミュレーションしてないと思うんですが、掛金に対しても、今国庫補助が掛金に対する5割補助とか3分の1補助とか、いろいろのものによって、国からの制度であるんですが、この国庫補助の掛金に対する国庫補助の対象が今のから仮に3分の1も削減された場合、農家が掛金に対しての負担が物すごく大きくなると思うんですが、今、共済でやっておる家畜、水稻、園芸、その他の掛金に対して、国庫負担金が仮に何割削減になった場合には、農家負担の掛金率がどのようになるというようなことをシミュレーションやっていますか。まだですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） シミュレーションということはまだいたしていません。しかしながら、農業共済の農家の掛金率の負担につきましては、これはちょっとは仕分け作業の主な理由、コメントから見ると、積立金もあることから、一時的に減額も可能ではないかというふうなコメントが載っております。というのは、積立金を一たん、農業災害補償法の中でも12条ですけど、一たん、支払いのための特別会計に残しております。その特別会計の剰余金がまだあるというふうな考え方でおります。その中で、農業災害補償法の12条を改正しなければ、国の負担を2分の1ということをしきり決めておりますんで、そういうことがない限り、影響は今のとこないのではないかと考えております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　今、民主党政権もまんまほとんど聞いておりますと、財務省の指示によって動いておるといような実感があるんですが、ということは、仕分け作業でそういうことを言っておるとはいえ、基本的には法改正からやっていかんといかんということで、すぐにはそうはならんであろうというふうに解釈してよろしいか。

○廣内孝次委員長　　農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫）　　ええ、そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　はい、わかりました。もし、今後そういうような情報があった場合にはですね、またそれなりに、対応していかなきゃならんと思うんで、またそういうときがありましたら、また聞かせていただいたらと思います。

これは終わります。

○廣内孝次委員長　　ほかに質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員　　今の法改正云々のちょっと関係してると思うんですけども、もっと素朴な質問させていただきたいと思うんですが、この前のいわゆる雨の被害で、我々この委員会で視察いたしました。その後、ここで委員会して、そこで議論になったかもわからんですけど、私ちょっと聞き漏らしておったんで、もう一遍質問させていただきますが、あのレタス等の冠水で被害を受けた農家に対して、見舞金ということで2万円を目途に何とか何か言うてましたよね。前の大きな13号台風でこの洲本や南淡路一帯が大きくつかったときも、見舞金が上限が2万円程度であったということ、その場所でお聞きしたんですが、この共済制度というのは、そのとき聞いたのは、さっきも言うたように、対象が水稻であるとか園芸とか何かありましてね、レタスなんかは対象外なんやと。だからその共済にはかかわってこないんやというようなことを聞きました。

我々、例えば、車を運転するときでも、自賠責と任意保険ありますよね。まさかのときというのは、保険入るんですよ、普通は。農家の方々はこういう農業共済に掛金をしていると。ところが、今の実態からしたら、農業の農家の南あわじ市というのは水稻の収入ってというのはかなり率が低いですよ。うちの近所見たらレタスや白菜だとか、タマネギだという方が多いんですが、こういう非常に農家にとって収益の比率の高いものが、農業

共済の適用を受けてないというようなことに対して、この前もひょっとしたらその辺議論されたと思うんですが、もう一遍、振興部長、どないなっとるのか、ちょっとご説明願えますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） 今、森上委員さんから言われた野菜関係につきましては、安定資金という制度がございまして、その関係で保護というか、対象になってると、我々そういうふうな解釈をしております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 安定資金というのがまた別に、そういう場合に、例えば水害とかいろんな被害を受けたときに、そういう保障の制度があるわけですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 野菜の共済については、価格変動が非常に激しいということで、もう一つは肥培管理、自分の管理がええのと悪いのとで差が出てくるということで、非常に農業共済制度になじまないということで、現在のところ、国として取り扱っていないというふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 国のさっきも法改正云々あったんですけども、この価格変動が激しいからこの共済制度になじまない。何かこの前説明聞いてたらこの共済制度そのものも、何か戦後の日本の農政が水稻、米を中心としたね、制度なんかいなという印象を、私、素朴に受けたんですよ。ところが、今の日本の農家っていうのは、かなり構造が変わってきてますよね。もっと多角経営でいろんな作物づくり出しとると。そういう実態に、ちょっと現実の実態に追いついてないんじゃないかというような、私、素朴な疑問を持ったんですよ、そのときも。その辺、どうなんですかね。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 農業共済については、農業災害補償法を基本に考えてお

ります。その中で、畑作物共済というのがございますが、その中で指定されているのが、バレイショ、大豆、小豆、インゲン、てん菜、サトウキビ、茶、そば、スイートコーン、タマネギ、カボチャ、ホップというような種類が指定されております。

その中で、全国的な産地を形成いたしておりましても、白菜とかレタス、キャベツそのような種類のものには指定されておられません。どういう、私の推定ですけど、肥培管理が難しいと。それと価格変動が大きい。それと、もう一つは共済責任期間ですね。共済の責任期間というのは、移植してから収穫までを共済責任期間としますんで、レタスの場合なんかでも考えますと、4回も責任期間をとらなあかんというようなこともありまして、これではちょっとできないんじゃないかというふうに思っております。

以上。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺の事情いろいろ難しいのがあると思うんですけどもね、農家の立場からすれば、今の農家の仕事の内容とか収益全体のこと考えたらね、素朴に一番一生懸命つくりよるあれが共済にかかれへんというのはおかしいなと思うのは普通だろうと思うんですよ。今の法律は適用されてないと。いろんな価格変動が激しいとか云々と。年間4回の責任とかかんとかあるんかもわからないけども、やはり我々、法律というのは人間のつくったもんやからね、やっぱり現実に合ったような改正というのは必要だと思うんですよ。その辺やはり、こういう地域から全国的に、そういうシェアが少ないんかもわからない。特定地域だけかもわからんけども、やはりレタスや白菜の特産物の産地としてですね、やっぱりその辺、中央に対する法整備に向けて何らかの動きを期待して、質問終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第85号、平成21年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算(第1号)について、

原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第86号 平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）

○廣内孝次委員長 次に、議案第86号、平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） ただいま上程いただきました議案第86号、平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

181ページをごらんください。

議案第86号 平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、人事異動等に伴う職員の人件費の減額が主なものでございます。平成21年度国民宿舎事業会計予算第2条で定めた収益的収支のうち、第1款国民宿舎事業費用、第1項営業費用554万1,000円減額し、補正後の事業費用の総額を4億5,633万9,000円と定めるものでございます。

182ページの補正予算説明書をごらんください。

1款国民宿舎事業費用、1項営業費用で給料、手当、法定福利費、厚生福利費の人件費関係分として554万1,000円を減額して、3億4,031万8,000円とするものでございます。

183ページ以降の給与費明細書については、ごらんおき願いたいと思います。

以上、議案第86号、平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）の提案理由のご説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと質問いたします。

この国民宿舎というのは、従来、昔我々若いころに国民休暇村と言った施設なんですかね。違うん。全然違うん。質問しとるんです。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 国民宿舎については、当初、40年代ごろに国民の休みを利用する施設として各市町村なんかで設立されました。今、委員の指摘されています休暇村については、一番最初は国の運営で環境省の方で設置され、今新しい、多分独立行政法人かそういう団体に運営されてると思います。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 えらい失礼いたしました。初めてなもので、恥を忍んでわからんことは、私も子供たちには何でも質問しなさいと言うとったんですね。1年目はこういう質問しても許されるんかと思って、辛抱させてもらいよるんですが。というのは、あの山の上にあるのが、あれは従来の国民休暇村なんですか。この国民宿舎っていうのは、慶野松原のことですか。えらい済みません。それで、私ちょっとどないなっとんのかなと、あの国民休暇村の件でね、ちょっと聞きたいと思ったんですけども、やめます。終わります。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今回の補正の原因というのが、職員が一人減ったような説明であったかと思うんですが、これは、年度途中でいうか、一人、給与表でいくと、4級の方が一人減られたいう形になるんですかね。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） これについては、給与表にあります、4級の方ですか、その方が4月の定期異動でかわりまして、その補正予算を今回上げております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 この給与表でいきますと、技能職の方で1級の人、前年度ですけど2人おって、そこも削減されたんかどうい理由なんかわかりませんが、減っておって、今回4月の異動で一般行政職の方も1人減っている形で、ずっと削減していきよるみたいなんですけど、これは仕事の中身とかで別に問題なくいけてるということで、単なる努力というか、効果を発揮していただくためにこういう努力をしていただいとるというふうに理解していいんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 職員につきましては、183ページの職員数で、補正前は平成20年度は支配人以下職員が11名、それで、平成21年度につきましては、フロントの係の方が4月に異動されて、10名になりました。その分につきましては、臨時職員で、人間の移り変わりはあるんですけども、4月から9月までの臨時職員の方については、平成20年度は29名、それで平成21年度については30名で、合計40名で人員の方は変わってない対応で営業しております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、いろんな施設が指定管理とか民間に変わっていったるんですが、この施設については、そういう見通しというような計画は持っておられるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 時代の趨勢はそういうことで、そちらの方に向いていくんだろうと思うんですが、今委員さんのおっしゃっておられたところを見ていただいたら、職員の配置がこのような形で市の一般職もおられますし、技能労務職もおるといことでございますので、民間委託なり指定管理なりそういうふうに変えるときは、この方々の処遇を考えていかないと。市の今のこの行政の中に、この方々を引き込んでこないと。そういうことを生かせるところがあるのかどうか。技能労務職のところあたりは特になんですが、一般職はどこでも務まると思いますけど、技能労務職、特に料理を担当しているような方々をどのような職種に配置すればいいのかということを考えていくと、なかなかそうは簡単に指定管理とか民間委託に出すということは考えられないなど。遠い将来はそういう形にはなっていくだろうと思います。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦）　　ちょっと先ほどの職員の異動の話、補足させてもらいます。等級別の職員数のところをごらんいただきたいと思います。この一般行政職と技能労務職という両方の職種がございまして、職種変更の制度ができております。その職種変更の制度で、技能労務職の1月1日現在の人数ですが、7と2で9ということになっておりますが、この2の部分の人が一般行政職へかわられたということで、10月1日現在の数字を見ますと、1名そこで増になっております。それと、もう1名につきましては、本庁の方へ入られたということで、そういう異動で技能労務職の人数が減ったということがございます。

○廣内孝次委員長　　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第86号、平成21年度南あわじ市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長　　挙手多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○廣内孝次委員長　　それでは、昼食のため、暫時休憩いたします。
再開は午後1時より開会いたします。

（休憩　午前11時55分）

（再開　午後　1時00分）

- ⑥ 議案第 9 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- ⑦ 議案第 9 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
- ⑧ 議案第 9 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
- ⑨ 議案第 9 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

○廣内孝次委員長 再開いたします。

午後より、議長が公務のため欠席となっております。

それでは、次に、議案第 9 4 号ないし議案第 9 7 号、公の施設の指定管理者の指定について、4 件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、4 件一括して提案理由の説明を求めます。
産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） ただいま上程いただきました議案第 9 4 号ないし議案第 9 7 号、公の施設の指定管理者の指定について、4 件一括して提案理由の説明を申し上げます。

この 4 件は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を指定することにより、公の施設の目的を効果的に達成しようとするものです。

議案第 9 4 号は、福良港港湾施設の適正かつ効率的な利用及び地域の活性化並びに観光振興に寄与するために設置された南あわじ市足湯施設の指定管理者に南あわじ市観光協会を指定しようとするものです。

次に、議案第 9 5 号は、漁業体験を通して海洋資源の学習の場を提供し、地元の安定就業機会の確保を図り、観光と漁業の融和による地域の活性化を推進するために設置された南あわじ市浮体式多目的公園の指定管理者に福良漁業協同組合を指定するものです。

次に、議案第 9 6 号は、観光客と地域住民との交流を促進し、漁業と観光業を振興して地域の活性化を図るために設置された南あわじ市伊弉漁港海岸環境施設の指定管理者に南あわじ漁業協同組合を指定するものです。

最後に、議案第 9 7 号は、レクリエーション資源の確保と安定就業機会の確保を図り、観光客と地域住民との交流による地域の活性化を推進し、憩いや安らぎを図るために設置された南あわじ市丸山海釣り公園・南あわじ市生産物直売所・南あわじ市丸山漁業活性化センター施設の指定管理者に南あわじ漁業協同組合を指定するものです。

なお、指定期間は 4 件ともいずれも平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日としています。

以上、議案第94号ないし議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について、4件一括して説明させていただきました。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 まず最初に、足湯なんですけど、これは持ち出しの指定管理ということなんですけど、発足当初もいろいろ議論があったわけなんですけど、これは足湯利用者のカウントですね、これ入場料取ってないんで、カウントもしにくいかなと思うんですけど、当初、何か利用者のカウントをしていたと思うんですけど、現在はどんな状況ですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 今、足湯の管理について、観光協会で3の方が従事しております。その方々が入場についてカウントをしております。入場者の関係なんですけども、平成20年度に5万997人、平成19年度6万4,370人、平成18年度は6万8,704人になっております。それで、今年の平成21年度10月で3万8,724人という数字になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ指定管理料520万円ということでやっておるわけなんですけど、運営経費はこの収支計画書を見ておると、これで合っておるわけなんですけど、これは合うとすることはこれでいけてると思うんですけど、この予算の中で、指定管理を受けている人が、市に対して何か衛生面とかそういう面においての要請要求はありませんか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 衛生面のことでは管理の方では来てないんですけども、防犯上の関係で、昨年足湯の方に消火器でまかれたということがありましたので、今、警報器を設置をしております。それとモニターみたいなものを設置して、連携を図ってそういう依頼がありましたら、できるもんはしてっております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 足湯は当初、地元の町内会か何かが清掃とか何か管理をしてくれよっ
たように思ったんですけど、今、観光協会に譲っているということは、職員はパートを含
めて8人おるわけで、必ず一人貼りつくようなことは職員がされておると思うんですけど、
そういう日ごろの管理というか、最初行ったところは、何かいろいろおばちゃんの人が何か
世話してくれてたように思うんですけど、そういう部分は観光協会の職員がすることにな
るわけですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） 一応、観光協会の職員8名の中で足湯担当ということで
3名、専属に管理をしてもらってます。この収支項目の中の人件費はその3人の人件費を
充てております。その方が清掃を行っております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、当初みたいな地元の、まあその3人も地元の人なんか
もしれませんが、地元の町内会的なものとの関係というのは、もうなくなっているわけ
ですね。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（興津良祐） この3名の方については、観光協会の職員として観光協
会の方で人件費、雇用保険を行っております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ありませんか。
阿部委員。

○阿部計一副委員長 浮体式多目的公園、海釣り公園の状況を簡単にちょっと説明願え
ますか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 過去の今までの推移ということによろしいですか。

○阿部計一副委員長 はい。

○水産振興課長（早川益弘） 平成18年から20年度までを申し上げますと、平成18年度、人数が1万9,184名、平成19年度が1万9,342名、平成20年度が1万7,641名ということで、平成18から19が158名の増、平成19から20年度が1,701名の減となっております。金額にしますと、平成18年度が2,165万4,390円、平成19年度が2,140万5,500円、平成20年度が1,987万6,320円となっております。

以上です。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一副委員長 経営状況、これはうわさなんですけどね、かなり厳しい状況にあるというようなことをお聞きするんですけども、そういうことはないですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 委員もご存じのとおり、浮体式多目的、メガフロート言うんですけども、当然あそこは前に駐車場のところに管理棟がございまして、そして当然海釣りのメガフロートが沖にあるわけなんですけども、常時人員が入口の駐車場のところのこの管理棟で利用者の管理をする。それからメガフロートの方ですということ、人員が時間的な長い長時間の勤務状態もあり、人間的なことで人件費がかかってきて、ちょっと負担があるというのは聞いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは今のに関連してのメガのことなんですけど、これは年間通して入場料金を通して買っている人の料金は幾らですか。それと、この通して入場料金を買っている人の人数わかりますか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 年間パスポートといいまして、大人の数ですと、年間パスポート買ってくださいと6万円で年間利用できる。ただし、そのパスポートの期限は買った日から翌年の前日までということで、ちょっと年度ごとの人数の把握はできませんけども、平均しますと、約30名おられます。

以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 といいますと、あの方には圧倒的にその都度料金を払って釣りをやっているということよろしいですか。

それで、これ一回の入場料というんですか、これ幾らですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 一日の入場券と4時間の入場券がございまして、4時間が1,400円、一日券が2,100円ということで、あの方はそういう券を4時間券とか一日券を借りて釣りを楽しんでおられます。

以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、台風でメガが破損されて、修理したわけですが、そのときの予算委員会か何かでも質疑があったと思うんですが、この船舶保険料ですね、事故があった場合に結構上がるんじゃないかというような質疑があったと思うんですが、この台風の被害になる前の保険の掛金と、その事故にあつて保険料を受け取った後の掛金との違いは幾らぐらいになってますか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 平成17年9月の台風14号で被害を受けまして、そのときの平成17年度の保険料が51万ほどだったと思います。そして、保険料がほとんど工事の保険料で直しましたので、2,500万ほどかかっています。その関係で、保険料が平成18年度から19年度、ちょっと18年度わからないんで19年度で430万ぐらいになったと記憶しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはもう車も同じなんですが、事故があったときには次の年からまた掛金が上がるということで、事故があったときはざっと8倍ぐらいに保険料が上がったと思うんですが、これをピークにその後事故がなかった場合には、年々下がっていったと思うんですが、当初の51万円に下がるには年月かかると思うんですが、これは毎年どれぐらいの割合で、事故がない場合に掛金料が下がってますか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 先ほど言いました平成19年度で434万1,000円ほど、それで平成20年度で433万6,000円ほどです。大して余り下がっておりませんが、それぐらいの下がりぐあいになっております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 このメガフロート、海釣り公園というのは、最近人気があるようで、由良にもできましたよね。それだけ県民とか国民とかに人気があるんだろうと思うんですが、この今人数見てみましたら、19年度から1,700人ぐらい20年度は減ってるところが、私もちょこちょこテレビ見よったら、サンテレビですか、隣のもう一つ海釣り公園ありますよね、あそこはよう何かイベントやったりしてバーンと出てきよって、客もよう入ってるなという印象あるんですけども、やっぱり宣伝といいますか、コマーシャルといいますか、その辺はようやられとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） メガ浮体式多目的の方でも釣り大会とか、それから南あわじ市のホームページに釣果を載せて、今この季節ですとどういふ魚が釣れてますよ、どれぐらいの量が釣れてますよといったようなPRをして、お客さんを来てもらうようには努力してます。

ただ、先ほど委員さんがおっしゃったように、隣のとことか由良の方で、洲本の方でできてるのは、やっぱり釣り堀でそこへ魚を入れて、料金も高いですけども、必ず釣れるというような感じで、自然の海との違いが多少あるかと思えます。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この前の7日、議案が上程されたその質問でも出てましたよね。客を増やすような計画がないというような質問、ご意見もあったように思います。それから、私もこの収支計画書っていうの、収支だけですから、こんなもんかいなと思うんやけど、普通の計画書だったら3年契約したらね、目標、想定する入場者の目標なんていうのは、やっぱり民間のほんまの民間の企業だったら、こんなんではあかんじゃないかと言われるのちゃうかなと。もっと増やすようなやね、計画というのは、できるかできないもしてね。膨張するような計画書であるべきなんやけども、大体皆予算も一緒なら3年間同じような、これはこういう様式になっとんのかもわかりませんが、そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 3年間、指定管理が今年度で終わって、この今上げさせてもらってるのは平成22年度から3年間というようなことで、過去3年間の平均の少し上ぐらいを目標数値においてというような計画になっております。いかんせん、もう施設ももう古くなり、修理、修繕等かなり利用者に迷惑かける。メガにしろ丸山の海釣り公園にしろ。そこらの少し考慮して、人数等ちょっと下げさせてもらってます。もうどうしても10年過ぎてきまして、高欄とかいろんな足場とか床板とかが修理がかなり頻繁に行ってます。その関係で、そこらを考慮して少し人数的なものは下げとると思います。

○廣内孝次委員長 ほかに。

原口委員。

○原口育大委員 伊弉漁港海岸環境施設のところで、以前に名古屋方面からの修学旅行か何かだったと思うんですが、地元でこの海岸を使って受け入れておったところを見せてもらったように思うんですけども、この海岸でやっておる事業を見たんだと思うんですけど、そういう部分のことについての受入状況とかいうのは、これには関係のない事業なんですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） あくまでも、修学旅行客が伊弉の今のこのうずしお村施設を利用してやっておりますけども、直接はここの施設を地元の民宿組合なり漁師さんな

りが修学旅行客の発着場といいますか、体験をさせるような場所として、利用しているというようなことで、直接、伊毘うずしお村のこの収支の方には関係ございません。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 あの時きも、もう4年ぐらい前だったんですけども、地元の漁協の人だったのか、民宿の人が中心に何か世話をされとったように思いました。多分民宿に泊ってもらってるというところも、経済効果としてあるのか思ったんですけども、そのとき施設面でちょっとひさしをつけてくれたとか、何かそういうことは言われてましたけども、ああいうものをもっと支援するような形で、やっていただけたらと思うんですけども、これには関係ないかもわからないですけど、その部分は何か支援をされておるのかどうか。ここが使わせておるということだけでも支援しとることになるんかもしれませんが、もっとそっちにも利便性というか、相乗効果が出るような形で事業計画の中で後押しするようなことができないかなと、今ふと思ったんですけども、そういう、ああいう体験型の漁業とかを受け入れるというのも、大事なことやと思うんですが、そういう要素を経営の中に取り入れていくような考え方というか、そういうものを反映させるような事業にしていっての方がよりよい、そういった施設につながっていくんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えがないですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 確かに、あそこの伊毘うずしお村は伊毘うずしお村管理組合、伊毘の地区の方々がほとんど全員参加されて協力して、修学旅行生なりを受け付けております。その関係で、先ほど委員がおっしゃったように、民宿のとまっていただけ。それで、体験で船に乗って海へ出ていったら、漁師もその分の乗船料等で潤うと。地元が潤うというようなことで、一石二鳥ということで大変地元の方も協力していただいております。

先ほど言いましたように、あの部分、環境整備でこしらえた部分ですけども、施設のひさしをこしらえました。そして、夏場になりますと、海水浴もできる施設でございます。その関係で、地元からは上がってきてるのは、今、ちょっとあそこも天然の砂場でございません。砂を持ってきて、人口的にこしらえた海水浴場でございます。その関係で、地元からは、岩が出てきて海水浴のお客さんがけがが多いというようなことを聞いて、その辺の利用者に不便のかけないような、砂の補充なり、また海水浴のときの日影になるような場所づくり等には、地元の方にも、市としても協力していきたいなと思っております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一副委員長 これは極論になるわけですが、メガフロートなんです、やり方によっては、もっと事業計画見ても、何かやってますというような計画、ここの役所がつくったのかなと思うんですが、例えば、民間にもう売却するというような、そんなことは考えたことございませんか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） メガは委員さんもお存じのとおり、神奈川県から3分割した一つを持ってきて、海の上に、保険も船舶というような関係で、あそこに設置しております。もうそろそろ設置して10年。ご存じのように、連絡橋も古うございます。その関係で、手すり、それからエキスパンダー等修理を毎年行っております。本体の方も底の部分、そろそろ大々的な修理を行わなければならないような状態が来ております。莫大な工事費が修繕料がかかってくるというようなところで、今そういう民間等のノウハウのわかってる人にいうのが少し現場の状況から見ますと、難しいんじゃないかと思っております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
採決は分割して行います。

まず、議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第98号 平成21年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて

○廣内孝次委員長 次に、議案第98号、平成21年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） ただいま上程いただきました議案第98号、平成21年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて提案理由のご説明を申し上げます。

この無事戻金につきましては、当該会計年度の前3カ年において、被害がなく、共済金

の支払いを受けなかった農家、また共済金の支払いが一定の基準以下であった農家に対して、農家が負担した掛金の2分の1を限度として無事戻金を支払うもので、農業共済条例第88条の64第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今年度につきましては、40戸の農家に対し、21万3,613円の無事戻金の支払いを行います。

以上、議案第98号、平成21年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻し金の支払いについての、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この無事戻金について云々ということは全くないんですが、ちょっとこれ参考に聞きたいんですが、この園芸施設共済というのは、恐らく対象はバラでないかと思うんですが、これは共済金を受け取るというのはどんなときの状況で共済金を受け取るんですか。

これ、対象はバラですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 済みません。南あわじ市におきましては、電照菊、トマト、イチゴ、すべてが内作の分については、そういう部分の作物が多うございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは今言ったように、共済金を受け取る場合に、共済支払い対象というのはどういう状況のときに共済支払いの対象になるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 今年の10月の台風では、ビニールハウスのビニールが飛んだ、これが3件、それと11月の大水のときには、菊の中に冠水して病気で菊が枯れたというようなことで、共済金を支払っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これは施設園芸の施設の共済の対象になるということですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（北川満夫） 当然、施設のビニールハウスの構造とかいろいろのものにかかっておりますし、そのほか、附帯施設としてボイラーを設置しなけりゃならない場合も、ボイラーを設置したものに共済をかけております。

そのほか、内作として、その中でつくられるものには共済をかけることができます。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第98号、平成21年度農業共済事業に係る園芸施設共済無事戻金の支払いについて、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

φ 議案第104号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について

⑫ 議案第105号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について

⑬ 議案第106号 南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について

○廣内孝次委員長 次に、議案第104号ないし議案第106号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、3件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、3件一括して提案理由の説明を求めます。
農業振興部長。

○農業振興部長(木場 徹) ただいま上程いただきました議案第104号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について(阿万東沖田地区)提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成16年9月28日、議案第115号で当時の南淡町議会の議決をいただき、平成17年度より事業実施している阿万東及び西町地内東沖田地区の基盤整備促進事業(農地等高度利用促進事業・農地維持保全型)の施行の変更についてであります。

内容は、事業量が15.3ヘクタールから13.7ヘクタールに変更となったことに伴い、事業費が4億3,003万円から3億4,016万8,000円に変更があったため、今回土地改良事業の施行を変更するものであります。

この東沖田地区の事業認可申請の変更を行うに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第104号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第105号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について(北阿万伊賀野地区)提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成17年9月29日、議案第147号で議決いただき、平成18年度より事業実施している北阿万伊賀野地区の基盤整備促進事業(農業生産基盤整備)の施行の変更についてであります。

内容は、事業量が13ヘクタールから10.4ヘクタールに変更となったことに伴い、事業費が3億4,714万円から2億3,785万5,000円に変更があったために、今回土地改良事業の施行を変更するものであります。

この伊賀野地区の事業認可の申請の変更を行うに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第105号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第106号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について（中条中筋針ノ木地区）提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成17年9月29日、議案第149号で議決いただき、平成18年度より事業実施している中条中筋針ノ木地区の基盤整備促進事業（農業生産基盤整備）の施行の変更についてであります。

内容は、事業量が7.5ヘクタールから7.4ヘクタールに変更となったことと、現地生産による電柱移転補償費及び水道管移設に伴う架設配管費の増額により、事業費が1億9,399万円から2億1,008万円に変更があったため、今回土地改良事業の施行を変更を行うものであります。

この針ノ木地区の事業認可申請の変更を行うに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第106号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 この議案、直接的には関係ないんですけども、その事業の目的ですよ、私も初めてまじまじと目的のところを読んだんですけども、この基礎整備促進事業の目的というのはこの中に4つ書いてあるんですね。

農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大、それから最後に農業構造の改善に資することを目的とする。これ4点あるんですけども、まあ前の2つはパッと読んだらわかるんですけど、あとの2つの農業生産の選択的拡大ということと、特に最後の農業構造の改善と。これはどんなことを意味されとるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ご質問の農業生産の選択的拡大でございますが、これにつきましては、ほ場を基盤整備することによりまして、排水性の向上だとかということで、南あわじ市の三毛作体系に適したような施設にするということで、その三毛作を選択できるというふうな、可能性を拡大するというふうな意味合いだと思います。

次の、農業構造の改善ということでございますが、こちらにつきましては、今採択基準の一つになっております担い手の育成であるとか、農業生産の担い手ですね、それであるとか、集落営農の推進であるとか、そういう部分の意味合いと解釈しております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この集落営農というのは、今年の1月ぐらいにNHKの全国ネットで1時間番組やって、なかなかすごいことを考えとると、国の方もと思ったんですけども、昨日もたまたまクローズアップ現在って7時半からやってね、企業は農業を救えるかというタイトル、これはどんなことかいと、パッとおもしろなって見てたんですが、やはり大分県あたりでああいう僻地の方はやっぱり農業がかなり厳しなってきとると。特産物の競争力が弱なるとというふうなことで、企業に頼んでですね、県の方が。それで進出するようなことを放映されておりました。あれも考えようによっては農業構造の改善かな、ごっつい改善やと。農家の方がごっつい心配しとるみたいなんですけどね。その辺、何か農業構造の改善というような観点で、何か本市の農業振興部としては、何かそういうお考えあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 南あわじ市の農業は、先ほど言いました担い手ということで、認定農家、これは780、兵庫県下の3分の1程度が認定農家になっております。そしてまた、集落営農、共同で機械を購入をして、そして効率化を図って農業をしているというような実態であります。それで、結局は、南あわじ市は先ほど言いました担い手農家の育成ということで進めていっているところであります。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 よくわかりました。

もう一つ、基本的なことを教えてください。認定農家っていうのはどういう、よう聞きますよね。うちの近所も認定農家の家、何軒もあるんですが、どういうおうちを認定農家と言いますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（太田孝次） 認定農家は個々に経営改善をするということで、向こう

5年間の状態を例えば収入が480万円以上にする、そしてまた時間的には1,800時間以内にするとか、そうしたことを目的にして、それぞれが農業改善を行っていくというような趣旨で、それぞれの農家で経営改善を図っております。

○森上祐治委員 ありがとうございます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一副委員長 議案第104号、第105号が事業量が当初よりかなり大幅に縮小されているわけですが、これはどういう原因でしょうか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 議案第104号の東沖田地区につきましては、事業を推進していく中で、途中で地区除外の面積が、地区除外ですね、参加をやめたという土地が1.6ヘクタール出てきまして、その工事に伴いまして、施設等も減少したわけで、事業費が減っております。これが4,900万程度。あと残り3,500万については入札によります減額ということでございます。

次の、伊賀野地区におきましても同様でございます、地区除外の面積が2.6ヘクタールということで、これに伴います工事費の減額が8,570万程度、残りの1,880万が入札による減額ということでございます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一副委員長 単純なことをお聞きするわけですが、ちょっと忘れまして、今の補助率というのは、もうタイムリミットは過ぎとると思うんですが、これはいつまでやったんですかね。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 今、経過措置の途中でございます、平成22年3月末まででございますが、こちらにつきましては、県営の場合で地元負担が7.5、市営で21.5ということになっております。22年の4月から24年の3月末におきましては、地元負担、県営で10%、団体営で24%、それから24年4月1日以降におきましては、12.5%と26.5%ということで、2年ごとに2.5%ずつ負担を求めていくということ

にしております。

○阿部計一副委員長 はい、わかりました。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
採決は、分割して行います。

まず、議案第104号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第106号、南あわじ市営土地改良事業の施行の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ⑭ 議案第107号 字の区域の変更について
- ⑮ 議案第108号 字の区域の変更について
- ⑯ 議案第109号 字の区域の変更について
- ⑰ 議案第110号 字の区域の変更について

○廣内孝次委員長 次は、議案第107号ないし議案第110号、字の区域の変更について、4件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、4件一括して提案理由の説明を求めます。
農業振興部長。

○農業振興部長(木場 徹) ただいま上程いただきました議案第107号、字の区域の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成15年度から平成21年度にかけて兵庫県が実施しました県営補助整備事業(大日川東Ⅱ期地区)におきまして、区画整理が完了し、その結果、当地区において字の区域の変更をするものでございます。

内容につきましては、変更調書のとおり、大日川東Ⅱ期地区で整地工51ヘクタールにおきまして、大字賀集福井と北阿万筒井、北阿万新田北の大字界を一部変更し、また区域内に点在する字の一部をまとめ、字界を一部変更するものでございます。

つきましては、字の区域の変更と換地処分の公告を行い、平成21年度に登記手続を完了いたしたく、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第107号、字の区域の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第108号、字の区域の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成17年度から平成21年度にかけまして実施しました基盤整備促進事業(農地等高度利用促進事業・農地維持保全型)東沖田地区補助整備工事におきまして、区画整理が完了し、その結果、当地区におきまして字の区域の変更をするものでございます。

内容につきましては、変更調書のとおり、東沖田地区で整地工13.7ヘクタールにお

きまして、区域内に点在する字の区域の一部を変更するものでございます。

つきましては、字の区域の変更と換地処分のお知らせを行い、平成21年度に登記手続を完了いたしたく、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第108号、字の区域の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、案第109号、字の区域の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成18年度から平成21年度にかけて実施しました基盤整備促進事業（農業生産基盤整備）伊賀野地区補助整備工事におきまして、区画整理が完了し、その結果、当地区において字の区域の変更をするものでございます。

内容につきましては、変更調書のとおり、伊賀野地区で整地工10.4ヘクタールにおきまして、区域内に点在する字の一部を変更するものでございます。

つきましては、字の区域の変更と換地処分のお知らせを行い、平成21年度に登記手続を完了いたしたく、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第109号、字の区域の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第110号、字の区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成18年度から平成21年度にかけて実施しました基盤整備促進事業（農業生産基盤整備工）針ノ木地区補助整備工事におきまして、区画整理が完了し、その結果、当地区におきまして字の区域の変更をするものでございます。

内容につきましては、変更調書のとおり、針ノ木地区で整地工7.4ヘクタールにおきまして、区域内に点在する字の一部を変更するものでございます。

つきましては、字の区域の変更と換地処分のお知らせを行い、平成21年度に登記手続を完了いたしたく、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第110号、字の区域の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

採決は、分割して行います。

まず、議案第107号、字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第108号、字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第109号、字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号、字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。
よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。
再開は午後2時5分といたします。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
提案説明の理由について、再度お伺いいたしますけども、議案第111号ないし議案第128号に関しまして、提案説明を求めることにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議ありということで、一応提案理由の説明を省略させていただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

- ⑱ 議案第111号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- ⑲ 議案第112号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- ⑳ 議案第113号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- σ 議案第120号 字の区域の変更について
- δ 議案第121号 字の区域の変更について
- φ 議案第122号 字の区域の変更について

○廣内孝次委員長 それでは、議案第111号ないし議案第113号、南あわじ市の区域内に新たに生じた土地の確認について及び議案第120号ないし議案第122号、字の区域の変更について、関連していますので、6件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、6件一括して議題とします。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 議案を見ておりますと、昭和44年とか非常に古い年代が出てくるんですが、これらのすべての新たに生じた市有地というのは、できた後、これ市有地になったら市有地で登記をしていくんだと思うんですが、これはこの新たに生じた土地ができた時点時点で、市はこれ登記しとるんですか。それとも、何年かほっといてまとめて登記をしておるんですか。これ、どっちですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長(早川益弘) この今回上げさせてもらっている今の丸山漁港の新たに生じた土地、あとの沼島も同じなんですけども、この件に関しましては、県管理の漁港でございまして、県が埋立免許申請をして、竣工認可をとって、県が登記をします。県有地になるというようなこととございます。県の土地になるということで、登記関係は県が行います。登記に関しては、先ほど言いましたように、兵庫県の方で行うということとございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこれ私が誤解しとるんかどうか、ちょっとお願いしたいんですが、南あわじ市区域内に新たに生じた土地の確認についてというのは、これは南あわじ市の土地という意味ではないんですか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長(早川益弘) あくまでも、公有水面を埋め立てて漁港施設用地として確保するというようなことで、埋立免許をとって埋め立てております。その関係で、この土地自体は南あわじ市に新しく土地が増えるというのは間違いございません。そういうことで、議会の議決が必要やというようなことで、上げさせてもらってます。

ただし、この土地に関しては、県が埋立免許をとって、県の兵庫県知事が認めて竣工認

可をしているというようなことで、県の土地になります。

○印部久信委員 はい、ありがとう。いや、私ちょっと誤解してまして。ということは、これはもうそれでいいんですが、市の土地になるというようなことを誤解しとったんですが、もしそれが市の土地になるのなら、交付金の算定基準が増えるのかなというようなちょっと解釈しとったんですが、わかりました。
 終わりです。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

- ι 議案第114号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- ο 議案第115号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- π 議案第116号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- ≡ 議案第117号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- [議案第118号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- α 議案第119号 南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- γ 議案第123号 字の区域の変更について
- η 議案第124号 字の区域の変更について
- φ 議案第125号 字の区域の変更について
- κ 議案第126号 字の区域の変更について
- λ 議案第127号 字の区域の変更について
- ; 議案第128号 字の区域の変更について

○廣内孝次委員長 次に、審査の順序を変更して、議案第114号ないし議案第119号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について及び議案第123号ないし議案第128号、字の区域の変更について、関連していますので、12件一括して議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、12件一括して議題とします。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時15分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
まず、議案第111号ないし議案第113号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、3件一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、3件一括して採決します。
議案第111号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第112号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第113号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。
よって、議案第111号、議案第112号及び議案第113号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第114号ないし議案第119号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土

地の確認について、6件一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、6件一括して採決します。

議案第114号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第115号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第116号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第117号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第118号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、議案第119号、南あわじ市の区域内にあらたに生じた土地の確認について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第118号及び議案第119号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第120号ないし議案第122号、字の区域の変更について、3件一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、3件一括して採決します。

議案第120号、字の区域の変更について、議案第121号、字の区域の変更について、議案第122号、字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第120号、議案第121号及び議案第122号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第123号ないし議案第128号、字の区域の変更について、6件一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、6件一括して採決します。

議案第123号、字の区域の変更について、議案第124号、字の区域の変更について、議案第125号、字の区域の変更について、議案第126号、字の区域の変更について、議案第127号、字の区域の変更について、議案第128号、字の区域の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127及び議案第128号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

： 議案第130号 財産の処分について

○廣内孝次委員長 次に、議案第130号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（神田一彦） ただいま上程いただきました議案第130号、財産の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、南あわじ市企業団地の土地の処分について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

企業団地につきましては、若者の定住のための雇用機会の創出を図ることを目的に、市の重点施策として企業誘致を図っているところでございます。このたび、鳥取興業株式会社が産業廃棄物中間処理施設拡充のため、新工場新築の決定をいただき、土地売買の仮契約をしております。

今回売却しようとする土地は、所在地南あわじ市榎列上幡多1369番、1369番の7、地目宅地、面積9,382.97平米、地目雑種地、面積2,448.00平米、合計1万1,830.97平方メートル。売り払い価格でございますが、1億9,929万4,000円でございます。売り払い方法につきましては、企業立地の決定をいただきました次の業者と随意契約により契約しようとするものでございます。契約の相手は、南あわじ市福良丙253番地、鳥取興業株式会社代表取締役鳥取太一でございます。

以上、議案第130号、財産の処分についての提案理由の説明とさせていただきます。
慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○廣内孝次委員長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第130号、財産の処分について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数であります。

よって議案第130号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。12月21日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長に一任」の声あり)

○廣内孝次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. その他

○廣内孝次委員長 次に、その他に入ります。

その他、所管内について何かございますか。

印部委員。

○印部久信委員 冒頭言っております、議案優先ということで、また原口委員もそのような質問をされておりましたので、また後、続いて言ってくれると思いますので、途中入れかわり立ちかわりの質問になり、また、議案もありませんので飛び飛びになるかと思うんですが、水道事業統合についてお聞きをしていきたいと思います。

まず、副市長にお伺いしたいんですが、私、これたしか9月議会だったと思うんですが、市長がおるときに質疑したんですから。本会議だったんかどうか、ちょっと定かでないんですが、この水道事業統合22年度にどういう状況ですかと聞いたときに、たしか市長の答弁はいろんな料金の問題もあり、いろいろ問題があって、そうなかなかいかんで難しく困っておるといような答弁をたしか聞いたと思うんですが、急転直下こういうことになったということなんですが、これ副市長の知り得るところ、どういう理由でこういうふうに急転直下、統合が進んでいったということなんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 急転直下じゃないんです。もう目標は22年の4月1日から統合しなければ、この間の市長も答弁したように、国の方から補助金をいただいておって、それをずっと約束だと。平成17年の4月から統合するという目的で進んできたんですが、行政合併があって延期をしていただいたと。5年間の延期をしていただいたので、あとは22年の4月1日から合併すると約束してきたことですので、それはするという事は3市とも確認を十分した上で始めてるんですが、なかなか中身について、その調整が非常に難しかったと。特に料金の問題だとか、これも前回お話をあったように、資金の持ち寄りをどうするのかというようなことで、3市の意見がやっぱりそろわないというようなことで、苦慮しとったと。それもやっぱり4月1日には統合せなならんというふうな中から折れるところは折れていく。調整ができるところは早く調整しようというようなことで、今回がもうリミットだぞというようなことで、提案をさせていただいてます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長の答弁ではですね、市長とか執行部での3市の話し合いは、もう4月1日統合をいろんな問題でうが悪いということで、提案させてもろたと、そういうことであって、まだあくまでもこれは提案であって、3市の市長等の話し合いでは、4月統合に向けていこうという声になされたというのは、それはそれで結構なんですけど、やはり最終的には3市の議会が1つでも議会承認ができなかったら、この話はお流れになるということであってですね、我々としても、議会としてもこの市民の皆さん方が身近に感

じていることでもあり、また、非常にこの水道料金の値上げとかいうことになると、敏感なことですね、やっぱり聞いておく必要もあるということなんですね。

これ、思いつき思いつきのような話になって申しわけないこともあると思うんですが、まず、この統合ということでやるわけですが、3市が6億円ずつ持ち込んで、まず運営資金をもってやるということなんです、この18億円の金というのがですね、5年間水道料金は値上げをすることを考えてないということをおっしゃっていましたが、この18億円で、この運営資金で水道料金の不足を埋めていくというような理解をされているんですか。この18億円という持ち寄ったお金はどういうものであるというふうに我々は理解したらいいんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 各市6億で18億プラス広域自体が持ってます自主財源で12～3億だったと思いますが、約30億ぐらいで、いわゆる減価償却に見合う部分ぐらいの資金という考え方で、6億が決まっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長が減価償却ということをおっしゃいましたが、今広域水道これは事業団ですか、事業団は減価償却をですね、すべてに対して減価償却をまず行っておるんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 一部未稼働の部分がございます。これが約31%というふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この未稼働というのは、我々はどんなふうに理解したらいいんですかね。私はもう単純に聞いておるんですがですね、これがすべてではないんですが、本土導水をするが上の配管してありますね。その配管で現在その予約水量が予定水量の6割前後であるということで、配管をしてるのを100とした場合、予定水量が6割ぐらいなので、今現在使われている6割を減価償却をしてるというようなわかったようなわからんような理屈を言う人がおるんですが、そういうような理屈で大体いいんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 意味合的にはそういうことで、その率が31ぐらいだというふうに聞いてます。企業団というのは、用水供給事業なんで、その減価償却の部分というのは、各市に今配分してます水の料金に転嫁してますね。要は3市が統合することによって、未稼働の部分なくなる。稼働させることによって減価償却が生じる。それは各市に配分してます水に転嫁されるわけなんで、それを見込んだシミュレーションで組み立てております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになりますと、部長、この水道の統合が始まってもう10年ぐらいになると思うんですが、その残り、まず31%か。3割というのは償却なしで、積み残しにおいて償却を、積み残しとるんですか。それとも、今後これを統合したときに、事業が統合したときに積み残しとったやつ前送りにいくんですか。その部分を積み重ねて案分して償却していくんですか。どちらですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） いわゆる未稼働ということは、償却せんと保留をしておいたということなんですね。ですから、その部分、例えば企業債の返済なんかは逆に未稼働債というのを発行して、借金を返すために借金を借りるというシステムで来とったんですが、それいつまでも資産が100%あるわけでなしに、だんだん減ってきますんで、借金だけが残るという構造になりますんで、それをいずれかの時点で解消せざるを得んということで、統合することから稼働させて償却をさせていくということになります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、今その31としたら69%を償却しとるということになるわけなんですけど、今その69の償却で本土導水の水はトン当たり315円、300円。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） ちょっと確かな数字はちょっと覚えてないんですが、県

水自体の単価が150何円かで、広域の分を足して300円ちょっと出とるぐらいだと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、たしか私も305円か316円か記憶は定かでは、まあそれはそれでいいとして、仮に今度この31を全部埋めて、100%の減価償却になっていくとするならば、今、呑吐の原水がトンで150円と言いました。150数円ですね。呑吐の水が150数円で減価償却69のやつを100にした場合に、そしたら、今本土導水の水が仮にトン305円としませんか。それが今度は単純に計算して3割アップになった場合に、トン当たり400円前後にまず計算せんと合わんのでないんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） その確かなトン当たり何ぼ上がるかという試算はしてないんですが、確かに上がることは上がります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますとね、例えば、今呑吐の原水150円、それに償却もろもろ加えて305円の水が100%償却になってトン当たり400円になった場合にこの水道料金の私たちが先日もらったこのシミュレーションというものが相当変えないとですね、今度は淡路水道企業団が企業計画が立たないように思うんですが、その辺はいかがですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） シミュレーションというのは、各市の財政計画3市ともつくって、その指標を取り出して、料金体系では5年間もつように、5年間で平均をとった形の中から、今の提示しています料金を出してきておるわけなんで、その中でも要は未稼働債を発行せず、償却をするという部分も中に加えて、今試算をしてこの料金を出してきております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　そういうことになりますとね、地元原水というもののありがたみというものが出てくると思うんですね。地元原水を本土導水の中に組み入れているということは、平均コストを下げてくるということなんですね。今、3市、旧町は1市10町だったんですが、本土導水の予定水量に対しての70%は最低とらんといかんか何かよったように思ったんですが、ちょっとまだその辺の数字が正確でないと思うんですが、そうなりますと、今現在の本土導水の使用水量と地元水源を利用した水量との比率はどうなってますか、淡路全体の使用料の。

○廣内孝次委員長　　暫時休憩いたします。

(休憩　午後　2時35分)

(再開　午後　2時38分)

○廣内孝次委員長　　再開いたします。
印部委員。

○印部久信委員　　そこですとね、いわゆる地元水源の大事さということが出てくるわけですが、今、南あわじ市は地元水源を土地改良区の管理の改良区の水源を利用してやりよるんですが、市はこの原水の買い上げをトン当たりたしか50円ですね。50円で買い上げておると。これはもうやむを得んと思うんですが、本土導水の原水は3倍の150円ということですね。呑吐から送ってきとる。それで、南あわじ市の原水は今、南あわじ市の水道はトン50円で買いよると。ならば、そしたら、洲本、淡路市はもう当然、今のこと言ったら何ぼかの地元水源を使いよるねんから、それに対しての買い上げはどんなようになつとるんですか。

○廣内孝次委員長　　水道課長。

○水道課長（岩倉正典）　　実質、先に南あわじの方から説明もう一度させていただきます。

南あわじの方なんですけども、先ほど言いましたように、実質、原水料として支払っておる対象の原水料なんですけど、大体年間270万トンなんです。それを50円の原水料ということで支払いをしています。

ただ、洲本市なんかの場合でしたら、原水料として支払いをしておる関係が鮎屋川ダムの土地改良水だと思っております。それにつきましては、約86万トン程度だったと思う

んです。

淡路市の方につきましては、原水についての支払いしておる原水はございません。だから、一概的にいろんな比較はできないんですけども、多分委員さん今おっしゃられようとしてるのは、洲本市さん今言いましたように86万トンの原水、それについては現在約70円で洲本市さんは購入しておると思うんですけども、全体の水道配水量の中から比較をいたしますと、80万トンというと、その年で配水量の約11%ぐらいが原水料の対象になっておると。うちの方約270万トンありますので、うちの方は約49%ぐらいの原水に対して原水料を支払っているというふうな事業の差があるので、ちょっといろいろな意見言うときに考察しなければならないのかなというふうに思ってます。

○印部久信委員 もうちょっとははっきり言うて。

○水道課長（岩倉正典） だから、一概的に、原水単価での比較というのはなかなかしにくいということなんです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の答弁で、淡路市は地元原水は使っとるんですか、使っていないんですか。原水代はなしというか、払ってないというようなこと言ってましたが、地元原水も無償で使っとるわけ。

○水道課長（岩倉正典） そうです。

○印部久信委員 無償で。

○水道課長（岩倉正典） はい。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 淡路市は水道事業体自体が深井戸を持っておったり、あるいは河川の取水権を持っておったりする関係で、原水代がないという、こういうことだと思います。洲本市についても、自分の水源、ダムを持っておることから、要は他に支払っとる原水代の比率が低いということやと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　これ、統合になった場合にですね、やっぱり原水代自身も調整して合わせていく必要があると思うんですが、今そういうことについてはどんなような話し合いがなされておりますか。

○廣内孝次委員長　　上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志）　　今のところまだその原水代の調整というところまでは話はいっておりません。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　原水代の調整に話がいったいないということなんですが、淡路市の場合にはまた南あわじ市、洲本市とのまた違いもあるということで、これを統合していく場合にですね、いわゆるもう統合で4月1日からスタートすると言われていた中においてね、地元原水の購入価格がまだ調整すり合わせできてないやいうことで、恐らくこれ、私は、私の聞いている範囲では、今答弁に鮎屋のダムが水源1トン当たりに70円と言いましたけど、私は80円前後と聞いておるんですがね。これは多少違うとっても構わんと思うんですが、いずれにしても、南あわじ市とは価格の差があるわけですね。南あわじ市の場合には270万トンで50円ということは、原水代に1億3,500万円ぐらいを払っておると思うんですが、ここらのまず調整をしていかないと、土地改良区であっても、これは特に鮎屋川土地改良区の場合でも、安い南あわじ市の50円に合わすやいうことになったら、そんなことで話前へ進まんでしょ、理屈として。ということになったら、高い方に上げらんといかんのかなと、我々は思うんですが、その辺はどうですか。

○廣内孝次委員長　　上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志）　　まず、先ほど副市長から説明があったように、これは本土導水するときの条件であって、要は淡路一本で末端給水まで広域水道企業団でやるんやというのが一つの条件であったわけやね。それのおかげで、今は給水制限なり断水なりというのがなくなっております。それが第一であって、先ほど言いましたように、原水代の統一までは今回のところではまだ行ってないわけですが、今後当然その話も出てくるだろうと思います。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員 それはもう、部長の言いよることも副市長の言いよることも大前提はようわかつとる。ようわかつとるんやねんけど、実際、4月1日から事業を進めていくためには、これは詰めらんと、積み残しておいていつか解決するという、そんなことじゃ前へ進まんでしょということを言いよるねん。これを積み残しといて、鮎屋にはトン80円払い、やけど、今のままよ、4月から同じ淡路広域水道に水を提供しよる改良区がよ、南あわじ市は50円ですよ、鮎屋ダムは80円ですよというようなことでは、これではおさまらんでしょ。そしたら淡路市の場合は、そしたら自己水源でやっておるからしばらく無償でいける、そんなことで原水代おさまらんと思うんですけど、まずここはやっぱり何らかの形で調整せんことには、改良区が原水をそんなんではよう出しませんよと言われた場合、これはどないも話にならんでしょ。だから、その原水を購入しよるいう表現が正しいんかどうかわからんけども、原水を提供してくれておる改良区とそこは調整しとかんと、そんなことで、うちはその水よう出しませんよと言われる可能性はありませんか、このままでは。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 今委員おっしゃられることも十分可能性としてはあるわけなんですけど、今のところは現状のままスタートせざるを得んのかなというふうに思ってます。当然その課題はあるということは承知しておるし、これは4町統合したとき、合併したときにも、南あわじ市が誕生したときにも一つの課題であったわけです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、南あわじ市が合併したときも、当初高いとこと低いとこに、トン当たりの単価がいびつになっておったんを2年ぐらいかかって調整したんだったかな。まあそんなことは、そういう経緯もあるのはわかっていますけれども、今部長が言われたように、そういう大らかな気持ちでほかの改良区も判を押しもろて水を供給してくれるかという、これはまだ保障はないわけで、希望的なことを言うのだろうと思うんですが、なかなかそう思ってるようにもいかないと思うんで、これは事前に4月までに詰まるか詰まらんかはともかくとして、その話は事前に十分しとかんことにはいかんと思うんですよ。その辺はどうですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） この課題を持っておるといことはもう十分認識をしておりますので、今後その辺についても詰めていきたいなというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 はい、わかりました。そのことについては、部長の言われたり、執行部にお任せして、原水が今までと同様、統合された淡路広域に入ってきてもらわんと困るんであってね、そういうことはお願いしておきたいと思うんです。

それと、話があっちこっち行って申しわけないんですが、南あわじ市は、水道の供給事業において、トラブルがあったときに市の職員がその故障した分を補修するんでなしに、業者委託してやっておるといふふうに聞いておるんですね。洲本市の場合は、職員が直営でそれにかかっているというふうに聞いておるんです。そのことによって、洲本市の水道課はその分だけでも職員数が多くて、コストが高なるといふようなことも聞くんですが、この辺はどうなってますか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） コストの問題からいきますと、またこれもいろいろな意見があると思うんですけども、現実、今おっしゃられましたように、私ども南あわじ市におきましても、給水関係でのいろいろなトラブル等について、水道課サイドで対応できる分については、水道課の対応でやらさせていただきます。

ただ、うちの方、重機関係の機械等持っておりませんので、そういったものが必要とするような修繕については、業者の方に発注といいますか、委託いたさせていただきます。洲本市さんの場合、直接の建設機械等の分を持っておるかどうかというのは、まだ確認はいたしてございませんけども、主に洲本市さんの労務職につきましては、施設管理の労務者がほとんどだといふふうに認識してございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますとね、水道事業を統合されて、淡路水道企業団になってもですね、淡路市の職員はどのような状況になつとるのかわかりませんが、南あわじ市の職員は割と異動しやすいと。洲本市の水道課の職員の場合はいわゆる理科系というか、テクニシャンであるということで、どちらかといふと異動させづらいといふような面もあるといふふうに聞いているんですが、今後、企業団を運営していく場合にですね、どうしても人事の面においても、洲本市の職員は動かしづらいといふようなことが、また運営上

問題になってくるんじゃないかというような指摘もあるんですが、その辺についてはどうですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 確かに、南あわじ市の方は技術職、要は技能労務職の数は少ないし、洲本市は施設の維持管理上、技術職を抱えておるのが多いのは事実です。要は水道のプロパー的に入ってきた職員が多いということで、当然その人らも、統合時点では職員派遣してもらわんと施設運営ができませんので、行くと思います。その辺の人数調整については、まだ調整を今図っておるところなんですが、基本的には派遣されるということで、要はトータルの人数的なベースでの話になってくると思いますんでね、その辺は技術職であっても、技能労務職であっても、トータルベースの人数で考えていきゃあ、あんまり問題にならんのかな。ただ、派遣の年数的には、事務職はローテーション派遣しやすいだろうけども、技術職についてはローテーションのスパンが長くなる。あるいは、ずっと派遣しっ放しいう可能性も出てきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 もう話が先ほど言いましたようにね、議案書なしに思いつき思いつきで言っとるんで、飛び飛びになって申しわけないんですが、各市皆それぞれ水道事業は起債持ってますね。起債の各市ごと、トータル幾らになりますか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） 平成21年度末現在の予定でいきますと、洲本市さんが約90億円、南あわじ市67億円、淡路市90億円、企業団の方が155億円、合計403億円というような格好になってございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 企業団の方は、3市で共通というような考え方があるんですが、南あわじ市と洲本市と淡路市との場合、大分でこぼがありますね。この起債のこのでこぼはですね、これはもう3市ともこれでよしと。これで行かんかというような大らかな形で行ってるんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 当初、南あわじ市の方からはいろんな条件の差があるということで、その中にも起債残高の話も出していったわけなんですけど、最終的にまとまったんは、いわゆる資金を6億持ち出すということで、起債残高の違いについては、それに見合う資産が各市にあるんやからということで、その辺についてはそれで調整が整っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになりますと、平たく言えば、部長、借金も財産のうちということで行っとるわけですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） そういうことで、今は持ち寄り資金6億だけで、あとは資産、借金持ち寄るといふ、そういうスタイルです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 冒頭言いましたように、16億円をですね、水道事業の運営資金として持ち寄って使うわけですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） そのとおりです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになりますと、具体的に、ならば今この3市の水道が持ち寄った場合、決算書とかいろいろ見てましたらそれなりに行っとるのが、18億円を持ち寄って18億円の金というのは、具体的に何に充当するんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 起債の償還金、利子、あるいは当面の運転資金。要は建設改良等によっては料金収入とその辺の要は資金繰りの部分です。建設改良の工事費等に使うということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとほかの人もあると思いますので、ちょっと一遍かわりますわ。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。再開は午後3時5分といたします。

（休憩 午後 2時55分）

（再開 午後 3時05分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
原口委員。

○原口育大委員 印部委員の方でほとんど聞いてくれましたんで、あんまし聞くことないんですけども、ちょっと初歩的なこれも質問で恐縮ですが、広域として県から水を買うのに予約してるというか、枠どりしてるというか、契約してる数量というのが各市であると思うんですけど、それはそれぞれ幾らを予定というか、契約というか、どういう言葉が適当なんかも含めて教えてほしいんですけど。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） 済みません。計画水量というのがございまして、現在洲本市さんの方が日常で6,500トン、南あわじ市が1万2,000トン、淡路市が1万8,600トン、合計3万7,100トンとなっております。現在、その約72%程度だと思んですけども、申し込み水量というのがございまして、現在は申し込み水量で配水の方をしていただいておりますので、洲本市さんの方が日常で4,200トン、南あわじ市が7,300トン、淡路市が1万1,150トン、合計2万2,650トンというふうなことで動いております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、この申し込み水量を責任上、必ずとらなければいけないということかと思うんですけど、それに対する経費、もちろん代金払わなあかんと思うんで、その負担というのも計画水量とは関係なしに、申し込みに対して払うことになるんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） はい。たしか、今課長が言いましたように、要は建設当時の計画水量ですね、各市の。それに対する60%のさらに72%が要は責任受水ということで、使っても使わんでもお金を払うという。今、その淡路3市ともその最低限度の数量で取水をしてお金を払っておるという状況です。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） それと、今部長がおっしゃられました答弁に対しての補足となりますけれども、支払いする金額につきましては、固定費と変動費というのがございます。固定費につきましては、計画水量に対しまして、1トン当たり2万6,589円に消費税を払ってございます。変動費につきましては、申し込み水量の先ほど部長が言いましたように、一日当たりの申し込み水量に365日を掛けて、そのうちの72%を対象に152円に消費税を掛けた金額ということで、支払いをいたしてございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 数字の細かいところは、よう理解せんのですけども、つつい心配してしまうのは、その負担について3市それぞれ応分の負担をしとるんかなということと、これからもそういう部分が、そういう応分の負担で済ましていけるんかなという心配ををついついしてしまうんですけども、そういうことを言うとしたんじゃ合併できらんということでもあるかと思うんですけど、その辺については合併の協議の中でいろいろ意見があったと思うんですが、この今説明いただいた部分については十分調整できて、公平な感覚で統合まで持っていけるというふうに理解していいんでしょうか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 県水、要は広域水の受水については、今の各市の体制で統合するという、こういう形でいわゆる最低の受水量でいってますんで、この体制でいき

ますし、これを下げるということはできませんので、原水の申し込みの関係上、これはできませんので、今の体制でいくということで、シミュレーションをしております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、最初に出てきました未稼働資産の分で、これは、これもその比率というか、各市持ち分と言えるんかどうかわかりませんが、各市に対して未稼働の部分というのはそれぞれ異なると思うんですけど、それも皆3市の持ち分というのはわかるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 未稼働資産額なんですけれども、年間洲本市が20億1,300万、南あわじ市が37億1,600万、淡路市が53億1,100万、それと簡水がちょっとあるんですけれども、全体として114億9,000万という未稼働資産の状況であります。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 これがですね、その比率で、今後どういうんか、負担というのを発生していくことになるかと考えていいんですか。各市それぞれの負担割合というのは、統合しても変わらずに、ずっとそういう負担で計算をさせていただけるということになるわけですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 基本的には各市の要は広域の減価償却分というのは、各市が受水をしておる中に料金としてはね返るもんやから、そういうふうになると思います。その分がいわゆる一年分の減価償却が、南あわじ市の場合は先ほど言いました資産のうちの減価償却費として1億3,000万ぐらいが稼働しなきゃならんということになっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そこら辺がですね、今から企業団の中で議会ができて、9人になるん

か10人になるんかわかりませんが、やはり3市それぞれ均等に出てくるいう中で、こんな疑うような言い方したらいかんですけど、やっぱり交渉事になってくるんで、やっぱり南あわじ市としてきちりと主張ができないと困るし、また、職員の派遣についても同じようなことが言えると思いますし、特に幹部で出ていく方について、やっぱり一番重要な部分を協議することになると思うんで、単なる事務職でなしに、やはり幹部についてはそれも重要な要因になってくると思うんで、そこら辺まずしっかりとさせていただかないと、充て職でころころ変わるようなことでは、まず困るなというふうには一つ思ってます。

それで、多分最後になると思うんですけど、料金が今回変わったことによってですね、全体的にはやはり値上げが、6,000万ほどの増収ということは全体的には値上げになるというふうに思うんですけども、その中で一般の家庭でいくと、やっぱり13ミリと20ミリという基本料が上がる部分についてが気になってます。

それで、特に本会議場でも言いましたけども、20ミリについては全体の比率は低い方ですけども、地域によっても偏りがあったりしてます。特に口径の大きい部分についての値上げが大きいわけですけども、大きいところは逆に言うと、自前の水道でも持とかと。ボーリングでも掘るかというふうな逃げ道もあるかと思うんですけど、家庭の13ミリ、20ミリというのは、そこら辺はもう今さらそんなことできへんと思うんですけども、提案ですけども、20ミリの家庭についてですね、今回基本料金変わるわけですから、値上がりに対して通知をして、13ミリ、20ミリの選択を聞いてみたらどうかと。もし13ミリの方を選択されるところについては、分担金はもう今まで使ってるんで要らんと思うんですけど、一緒やと思うんですけど、工事費ですね、13ミリに変えるための工事費は市が持ちますよというふうな措置をしてあげるのが公平でないかと思うんですが、そういうことは考えられませんか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） これについても、今後ちょっと検討してみて、そういう相談に応じる体制はやっぱり必要かなというふうに感じております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 なかなか気づかないことなんで、やはり対象者には全体に通知をして、それで確認をするということにしないと、なかなか気づかないと思います。もちろん、20の方がええということで選択する人も、当然そのまんまの人もおると思うし、この際13に落とそかなという人も出てくるかと思うので、そこら辺はしっかりと、後で知らなかったというふうなことのないような対応をお願いしたいと思うんですけども、これはやっ

ていただけますか、そういうことは。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） これについても、どんな方法で周知するかいうのを一度検討してみたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 それでですね、部長に概数だけちょっとお聞きしたいんですが、この淡路広域になった場合にですね、大まかな数字で、水道事業収益はどれぐらい見込んでおられるのか。営業費用はどれぐらい見込んでおられるのか。それから、企業債償還金はどれぐらい見込んでおられるのか。ちょっと3つ、大まかな数字で結構ですんで。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 料金収入でございますけれども、今22年度計画値でお答えしますと、46億7,700万という計画でございます。

それと、続きまして、営業費用なんですけれども、営業費用の方が53億9,600万円という数字が出ております。

それと、企業債なんですけれども、これが、企業債の方は先ほども公表したんですけれども、3市と企業団と合わせまして、403億9,500万という数字になっております。

償還金ですけれども、元金償還金の方が12億6,500万円という計画になっております。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時20分）

（再開 午後 3時21分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
企業経営課長。

○企業経営課長（松下 修） 先ほどの支払い利息ですけれども、5億5,900万という計画となっております。
以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の説明を受けますとね、とにかく収益が46億、費用が53億、そこでもう7億の赤、その上に起債償還金が12億で19億、それから利子が5億で、これも単純に計算した場合、今の事業計画では24～25億の赤が出るということですけど、そしたらこの赤はどこで埋めるんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 起債の償還金の元金というのは、4条収支の方でいきますんで、3条の収益的収支には入りません。入るのは支払い利息だけです。料金収入プラス各市の高料金対策補助を足して、50数億の3条収支になると思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今部長が言われたことであってもですね、費用と起債償還の利息を足したら、ちょっとこれやっぱり赤字になると思うんですがね。これ今の事業計画の話だけでは。この赤はどこが埋めるんですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 赤でなしに、全体的には56か7億だったと思うんです。の3条収支で、要は料金収入と高料金対策補助その他、消火栓等の維持管理の各種の補助金、そういったもので賄っていく予定で、今の計画では収支てんてんということで行く予定をしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしたら、そして持ち寄った18億円は運転資金に使うということで、この18億円は運転資金に使うだけであって、5年後に、5年後というか次の5年後に対しても、この18億の運営資金というのはそのまま生きておるといえることですか。そ

れとも、これを運営資金でしていくということですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 出発地点の要は6億の3市で18億プラス企業団で、30億ないし31億ぐらいで運転資金をいくわけなんですけど、当面一年サイクルでいきますんで、減価償却費生みだしたら次の会計に回すという仕組みなんで、要は運転資金という考え方の出発地点での運転資金という考え方です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでこの水道料金の収入と合わせてやっていくわけですが、5年間、仮にこの収支決算が赤字になっていった場合においても、料金を値上げすることはないということを進めていくわけですか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 今のところは、当然、中には波があって、年によっては赤出たり黒出たりするかもわかりませんが、基本的には5年間がこれでいけるという考え方で組み立てております。当然、その検証というのは、料金については3年から5年の間で繰り返し繰り返しやっていく必要がありますんで、当然3年目ぐらい、当初から当然もうシミュレーション的には、その実績いうのを検証していかざるを得んだらうと思えますが、基本的には料金改定の考え方というのは3年から5年。今回のもんについては、5年はもたしていききたいという考え方のシミュレーションでやっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、単年度で赤は出ても、赤は赤のまま、積み残していくという考えですね。そして、5年後の料金改定のときに赤か黒の金額を見て、料金体系を再考するというのでええわけですね。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、話は非常に細くなるんですが、済みませんね、話が行ったり来たりするようになるんですが、今、南あわじ市で土地改良区の原水を調達しておる土地改良区の数は何ぼあるんですか。

○廣内孝次委員長 水道課長。

○水道課長（岩倉正典） 順番に言いますと、旧南淡の方で南淡南部土地改良区、大日川土地改良区、成相土地改良区、それからあと上田土地改良区、ゆずるは土地改良区、あと初尾川、中筋土地改良区、以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 話が細くなって申しわけないんですが、この改良区、いろいろのこれ生い立ちがあるんですね、土地改良区というのは。特にダムを持つとる場合には、公営でつくってもろたダム、それから地元負担金を出したダム、これいろいろあるわけですね。そこで、また新たに、上水道用の水源を得るために改良区がみずからボーリングをして、水源を供給しているという改良区もあると。いろいろあると思うんです、これ皆7つの改良区、皆同じことではないと思うんですね。

そこで、南あわじ市と改良区において、ある程度の改良区と市とにおいての話し合いで、こうですよ、ああですよというようなこともあると思うんですね。これはもうこういう水とかこういう問題においたら。一律どこを切っても同じというようなことではないと思うんです。それは、答弁聞いてませんから、あるともないとも言ってないんですが、あると思うんですね。

そこで、今度、淡路広域水道にこれがいくわけですね。その場合に、こういう詳細な約束事をしている皆それぞれの改良区であると思うんですが、この約束事はこれは市に残って、企業団にはこれはついていかないんですか。企業団行ったらもうこの話は別ですよ、約束事は南あわじ市に残しときますよということなんですか。それともついていくんですか。どうなりますか。

○廣内孝次委員長 上下水道部長。

○上下水道部長（津谷忠志） 当然、水道というのは過去からずっと引き継いできたものであるし、当然町の段階、市の段階、ずっと引き継いできたわけなんです、当然、広

域統合の中にはこういった考え方というのは引き継いでいかざるを得んだろうというふう
に考えてます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 また、きょうはもうこれで、またの機会にします。

○廣内孝次委員長 それでは、その他、所管内は、ほかに何かありませんか。
印部委員。

○印部久信委員 本会議の一般質問でも取り上げたんですが、私はもう所管のことです
ので、所管で言わせてもらうということで、本会議であえて言わなかったんですが、この
たびのこの定期監査結果の報告について、農業振興部のことにおいてですね、これはもう
市の監査委員が農業振興部において、バイオマス利活用フロンティア推進事業において平
成19年度の事業の施設において、施設分担金5,400万何千円が収入未済となってい
るといことなんですね。

それで、これ監査委員は2年前であったかと思うんですが、農業振興部において、この
施設分担金の未収がなされてないと。ちょっと正確に覚えてないんですが、去年かおとと
しか、出納閉鎖の前ぐらいにそういうようなことがあって、いろいろ質疑した記憶がある
んですが、市と受益者との間の契約、約束において、受益者側から分担金が出せない理由
があると思うんですね。やはり当初約束をしていたとおりに、事業が推進していれば、こ
ういう問題はないと思うんです。分担金を出さないのが悪いのか、市が当初言っていた事
業計画がスムーズにいかないのが悪いのか、そこらは別として、事業が円滑にいつてない
という結果、こういうことになっとるんですが、このバイオマスについて、その後どうい
うような状況になっているか、まずお聞かせいただけますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今ご指摘のようにですね、何で分担金が入ってこない
かということは、前から説明しておりますように、1トン当たり1万5,000円で処理
ができなかったというのが問題でございます。それを受けまして、ずっと昨年も研究等
いたしまして、本年度から機能回復・機能アップ工事というようなことで、5,500万円
をかけましてですね、1万5,000円に処理できるようにということで、事業をやっ
ております。

今現在、北阿万につきましては、工事をほぼ完了しております。しかし、パーセントで

言いますと、廃液の方は施設が整いました、あともう一つの破碎と絞りの方につきましては、ホッパーと言いまして、タマネギを入れてですね、そこから破碎機、そしてまた脱水機にかけるホッパーの中でですね、機械は座ってるんですが、中間検査したときには稼働しておりました。しかし、それ以後ちょっとですね、ひっかかるというようなブリッジというんですけれども、そういうようなひっかかり等があるというようなことで、その解消に向けて今取り組んでおるような、工事においては状態です。

あと、神代の方につきましては、今現在、廃液処理のタンクは座っておるというような状態です。

工期的なことを言いますと、北阿万につきましても、今様子を見ているというようなことで、年内に片づきたいなと思うんですけど、延びれば1月ぐらいになるかと思います。神代につきましても、工期は1月までとなっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれでいいんですが、それから、この間5,500万円の補正を組んで、そういうことをやったと。その以前にね、950万か60万の補正を組んだんですね。そのときに振興部の説明は、「そのお金は何に使うんか」と言ったところ、「これはプラントが動き出したときに、メンテナンスをしなくてはならない」と。「それが生じたときのために、この補正予算の900何十万かを使う」ということを言われた。私はそのときに「これは一年限りですか」と言いましたら、「いやいやプラントが動いている限り、毎年この経費はかかります」ということであつたんですね。実際、まだ正式にプラントが完成して業者にプラントを渡してないということなんですね、まだ今の時点で。であるならば、その960万円のお金はですね、どのように使われておるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） ただいまのその今現在の機能回復というのは、新たな事業としておりますが、今現在、ほかの業務施設につきましては、稼働しております。その分についてのメンテナンス代というふうなことでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますとね、今現在稼働しておりますというのは、実際稼働してるんは5か所のうちの何カ所ですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 5か所です。5か所稼働しております。今までの実績でございますけれども、11月現在の実績でございますけれども、計画が2,200トンに対して実績475トンということで、22%の稼働をしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、今、次長、5か所稼働しておりますと言いましたが、八木も稼働してますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、稼働しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 では、日量何トン処理してますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 八木の方で言いますと、6月が16トン、7月が11トン、8月が4トン、9月が5トン、10月が5トン、11月が7トンになっております。合計で48トンです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、八木のバイオマス施設は、これは皆トン1万5,000円でやれておるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今現在、持ち込みの量がですね、北阿万を中心にやっております。北阿万の方に例えば3トン持ってくると。3トン持ってきたら、その北阿万で脱水をして、各施設に持って行って稼働しているというような状態です。金額的にです

けれど、今、市の方からこれの補てん、赤字とかになっておりませんので、補てんは全然しておりません。ということは1万5,000円で運営は辛うじてできております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 次長の前回の説明では、いわゆる脱水機を取りつけておるのは、今北阿万の施設だけと聞いておったんですが、これは間違いないんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 18年度、19年度繰り越し事業ですけれども。脱水機のつけましたところは神代と北阿万施設です。今回、その能力、賀集とですね、また八木の方に持っていくことも考えて、新たに設置したのがこのたびの事業での内容になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、私の聞いておる説明というのは、次長の言よる説明とちょっと違うんですが、我々は前回の委員会において、こういうふうに聞いた。とにかく北阿万で脱水したものを横持ちして賀集へ行って焼却すると。いわゆる2つの施設が一對になって稼働すると。八木と神代も同じような形態で一對になって稼働するというふうに聞いておった。ですから、本来から言うたら、2カ所に今言う同じような脱水施設をつくらんといかんというふうに聞いておったんですが、現実それでどういうふうにものが動いておるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 説明したとおりでございます。ただしですね、今現在、神代の施設の方にはまだ廃液の処理ができてないというような状態ですんで、北阿万の方から持って行って稼働しているというような状態です。どちらも施設が完備しますとですね、今言ったような形での神代と八木、そして北阿万と賀集というようなことになります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、今神代のプラントも焼却は動いとるということですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、そうです。というのは、北阿万で絞ったやつを持っていったというような状態です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 何回も聞くようですが、ということは、北阿万で絞ったやつは賀集へ持っていき、神代へ持っていき、八木へも持っていくと。3カ所に持っていったらいいですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、そういうような状態で運転しているというような状態です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、今のところ、当初の予定どおりトン1万5,000円で炭化処理ができておるといふふうに理解していいんですね。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、そのとおりです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ならば、商協においても当初の約束どおり、トン1万5,000円で処理ができておるといふにもかかわらず、何でこの分担金が入らんのですか。これで、当初、市と商協受益者との約束が履行されたら、私は今の次長の話聞けば、これですべて当初約束していたようにトン当たり1万5,000円で処理できますよということになって、現在動いておるんでしょ、今の説明では。ならば、商協は何も負担金を払うのに足踏みをする、払いたくない、払わん理由がなくなると、私は思うんですが、それでも間違いないんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） 今まで、私どもの方はそういうことで交渉を重ねてきました。しかし、相手方さんの主張の中では、今現在、設置している機械ですね、その部分がきっちり完成してから、じゃ話をしようということになっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 きっちり完成してからと言いつつも、既に今4台の機械が言われたように日量1万8,000トン进行处理し、1万5,000円でトン当たり処理できる体制になっておるにもかかわらず、なぜそれ以上の注文が、そしたら業者から出るんですか。すべて約束どおりできたんでしょ。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） ですから、今現在、設置してる機器がですね、完成してからのということで、もう話がとまっているような状態です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとわかりにくいな。すべて今設置している機械が完成したらということやけれども、今既にそのプラントで、当初の約束どおりのことができとんのですよ。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい。まず旧の施設の改善をしました。それで、ついて、今1万5,000円ということで、実際4施設については運営されてるということです。

ただしですね、それも、当初の私どもの方は、次の新たに設置した機械をですね、今処理能力がそれだけの能力がいてないということなんです。日に3トン。計画では約5トン、5トンの10トン进行处理を考えておりますんで、そこらの問題もひっかかっているというふうなことでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと理解しにくいねんけど。当初の計画どおり日量それだけでできとるのに、なおかつ完成していないということは、それ以上の能力を要求されとるということなんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） いや、違うんです。日量の処理が今現在できてないという状態なんです。というのは、北阿万の施設のみしか絞っていってごさいませんので。ということは、一日の処理がですね、今現在、4トン程度になっております。4基動かすんですから、8トンというようなことで、稼働させなければいけないと。その8トンを動かすには、今の機能アップの2基の新設しております機械を稼働させなければならぬというふうな状態になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、まだ今最終的に当初の事業計画どおりのことはまだできてないというように理解せんとしゃあないんでしょ。でないと、商協はですね、できたんなら払わんといかんと思うねんけど、今の話だったら、市の話はできたと言うけど能力はまだできてないから、より能力アップするために補正を組んでやっているということであって、そういうことなんですね。ですから、結局、これは今次長は力説してますけれども、この今やっていることによって、能力アップすることによって十分にそういうことができるんですかって言うねん。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（奥野満也） はい、可能です。できます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしてもよ、市の方はこれでいいと言うたところで、商協から分担金が入らないということはよ、やはりまだ市が思ってるのと、相手側の受けとめ方が違うと思うんやな。だから、商協の方も十分理解してもらって、よくできるようになりましたと、私どももこれで当初の約束どおりの負担金を払って使わせてもらいますというよ

うにならんとね。結局は事業が成功したとは言えらんとするんでね。そこらは、今もうこれしか言うてもしやあないんで、とにかく、そういうようになるよう努力してもらいたいと。そういうことです。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（木場 徹） ただいま印部委員からいろいろお話あったんですが、確かに、この機能アップの今工事、我々機能アップのため1万5,000円に、4施設とも1万5,000円ということを目指しておりますので、これが1月の末ということで完了しますので、この時点で商協さんに納めていただくという、これからのスケジュールになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○廣内孝次委員長 ほかに所管内、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 それでは、ないようでございますので、所管外のその他で何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 それでは、質疑ございませんので、執行部からの報告事項がありましたら、お願いします。

ないようですので、これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

（閉会 午後 3時46分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年12月16日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣内孝次